

# 平成29年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第3号）

平成29年7月8日（土）

午前10時 開 議

## 【再 開】

【 会議録署名議員の指名 】 ..... |  
日程第1 会議録署名議員の指名

## 【一般質問】

日程第2 一般質問

- (1) 5番 鈴木 満 君 ..... |  
(1) 産直ハウスほすなある食堂施設休業について
- (2) 7番 山 岸 はる美 さん ..... 7  
(1) くずまき第二風力発電所建設について  
(2) 人材確保について
- (3) 4番 柴 田 勇 雄 君 ..... 20  
(1) 町の高齢者福祉の充実について  
(2) 町有建物等外壁の色彩について
- (4) 2番 山 崎 邦 廣 君 ..... 35  
(1) 葛巻町内道路網維持管理の取組みについて
- (5) 8番 辰 柳 敬 一 君 ..... 44  
(1) 酪農構想取り組みの現状とその見通しについて  
(2) 働く場の確保と町民所得の向上対策について

平成29年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第3号）

議事日程告示年月日	平成29年6月29日（木）							
再開年月日	平成29年7月7日（金）							
会議の場所	葛巻町役場							
会議年月日	平成29年7月8日（土） 開議10時00分 散会15時21分							
議員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 出欠 遅早 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名		出欠席の有無	議席番号	議員氏名		出欠席の有無
	1	畑 福 弘		○	6	姉 帯 春 治		○
	2	山 崎 邦 廣		○	7	山 岸 はる美		○
	3	大 平 守		○	8	辰 柳 敬 一		○
	4	柴 田 勇 雄		○	9	高 宮 一 明		○
	5	鈴 木 満		○	10	中 崎 和 久		○
会議録署名議員	3 番	大 平 守		8 番	辰 柳 敬 一			
会議の書記	議会事務局長	服 部 隆 行		議会事務局総務係長	村 木 晋 介			

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴 木 重 男	健康福祉課長	檜 木 幸 夫
	副 町 長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長	中 村 輝 実
	教育委員長	竹 川 高 行	建設水道課長	中 山 優 彦
	農業委員会長	深 澤 進	教育委員会事務局教育次長	山 下 弘 司
	代表監査委員	馬 渕 文 雄	病院事務局長	松 浦 利 明
	教 育 長	中 田 直 雅	農業委員会事務局長	千 葉 隆 則
	総務企画課長	丹 内 勉	総務企画課室長	波 紫 徳 彰
	政策秘書課長	深澤口 和 則	総務企画課財政係長	近 藤 桂 太
住民会計課長	村 中 英 治			

( 開議時刻 10時00分 )

議長 ( 中崎和久君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、10名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、3番、大平守君及び8番、辰柳敬一君を指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。

今回の定例会議には、5名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。

制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。

質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。

はじめに、5番、鈴木満君。

5番 ( 鈴木満君 )

私は、通告しております産直ハウスほすなある食堂施設休業について、お伺いいたします。

産直ハウスほすなあるの食堂施設は、平成11年6月開業以来、町境にあり、町の玄関口として、交流の場として、多くの方々から利用されておりました。また、各種団体の役員会、会議等も行われ、その後、昼食をすること数多くございました。また、職種柄、多くの営業マンをはじめ、ドライバーの方々にも利用され、小さいお子さんからご年配の方々まで幅広く利用されてきたところでございます。

それが、本年3月20日過ぎから休業になり、今まで利用していたお客様からは、どうしてなの、残念です、いつ再開するのですかという言葉を私にも尋ねることがございました。

私ども議会議員には、4月20日に全員協議会の場で、町当局から現況報告として説明がありました。

今回、7月定例会議の一般質問として取り上げていただきましたが、次の2点について、お伺いいたします。

休業の原因と休業までの経緯について、そして、再開の見通しはについて、お伺いし

ます。ご答弁よろしく申し上げます。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの鈴木議員の質問に、お答えをいたします。

まず、産直ハウスほすなある食堂施設休業について、お答えをいたします。

まず、1点目の休業の原因と休業までの経緯についてであります。

産直ハウスほすなあるは、農林産物や郷土食、観光情報等の提供によって交流の拡大を図り、地場産業の振興と地域の活性化を推進する目的で、町が平成10年度に隣接する道の駅と一体的に整備した施設であります。

本施設内の食堂部分につきましては、平成11年6月の開設、開業当初から土谷川地区の女性を中心とした任意団体組織の向日葵会が、町から施設使用許可を受け、地域食材を活用したメニューの提供などで営業を行ってきたところであります。

向日葵会は、結成当初6名の構成員で活動、食堂経営を開始したところでありますが、高齢化が進む一方で若い世代の加入がなく、構成員の脱会が進み、平成29年3月時点では2名にまで減少したと伺っております。

このことから、平成29年3月10日に会の代表者より、今後の存続、経営が困難であることを理由に、平成29年度以降の食堂経営ができない旨と、4月30日をもって会を解散することの申し入れを受けたところであります。

町としましては、やむを得ない申し入れであり、別の経営者を探す時間もなく、また、食堂部分の施設設備の老朽化などの問題があることから、平成29年4月以降の食堂営業の休止を決断したところであります。

次に、2点目の再開の見通しはについてであります。

本施設は、築18年を経過しておりますが、老朽化により雨漏り対策や外装、内装の改修が必要な状況であるほか、食堂部分にある厨房設備類については、耐用年数を過ぎており、使用に耐えない状況であったことから、厨房設備類を撤去したところでもあります。

また、産直部分につきましては、スペースが狭く、これ以上、販売品目を増やすことができず、多品目化による施設利用者の魅力向上策を進めることができない状況にあり、物販スペースの拡張が課題となっているところであります。

こうしたことから、施設そのもののあり方、あるいはリニューアルを再考する時期であると考えております。

しかしながら、本施設は、国の農業農村活性化農業構造改善事業を活用して整備した施設であるため、施設内のスペースごとに利用目的、用途が定められており、用途を変更する場合は国との協議と許可が必要となることから、一定の期間と予算の確保などが必要な状況であります。

町では、長期的な視点に立ち、町の観光資源として有効活用が図られるよう観光と食

をテーマとし、誘客が図られる仕組みづくりと経営を担える人材の発掘、育成も視野に入れた取り組みが重要と考えております。

その上で、利用者ニーズの把握、施設の効果的利用のあり方などの観点も踏まえ、総合的に判断し、施設のあり方を検討してまいりたいと考えております。

なお、当面の間は施設敷地内において、畜産開発公社による軽食の販売を行い、施設利用者の利便性を確保したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

5番（鈴木満君）

全員協議会からは2カ月以上が経過いたしまして、今、町長からのご答弁をいただきましたが、具体的に町当局では平成何年頃までに改修をしたいという、まだ、そこまでは出ていないのでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまご質問いただきました、いつ頃までに開業というお話でございますけれども、ただいま町長の方からの答弁にもございましたように、この施設自身のあり方、それから、今後、人材育成とかそういった、あそこの中で実際に営業をやられるような方を探すなり、育成するなりというような期間を総じますと、今時点の段階で、予断を持っていつということをちょっと言いづらい状況でございます。

しかしながら、施設の改修関係、こういったものにつきましては、産直施設の拡充等につきましては、本年度より、もう既にその検討を着手しまして、早期に、まず、そちらの方を先行して取り組んでいきたいと、その後、その食堂につきましては、並行して進めますあり方の検討、それを踏まえまして、具体的な開業の時期、それから、内容等についてが定まるものというように考えておるところでございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

5番（鈴木満君）

遡ってお聞きしたいと思います。

向日葵会の会員の方が2名になった時点で、向日葵会の方から担当課へそういう相談とか、そういうことはなかったのでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまのご質問でございますが、向日葵会さんからの、こちらに対するご相談ということでございますけれども、具体的に食堂の今後のあり方というか、自分たちの経営の見通しについてお話をお伺いしたのは、一番最初は、閉鎖が今年の3月ですので、その前の年の11月のときに初めてお話を聞いたところでございます。

ただ、それは正式なものというよりは、まだ内々のご相談ということでございましたので、その段階ではどうするかというのが確定をしている状況ではないというような状況でございました。

それ以後につきまして、まず、こちらの方としましては、向日葵会という会自体が有志で結成された団体でございますので、まずは、その向日葵会自身の会員さんといえますか、新たな会員さんの募集とか、あるいは自分たちの会の改善とか、そういったものについて必要なことがとれないかどうかというようなことも、こちらの方から申し上げた次第でございまして、その結果を踏まえてお話を聞いたのが、先ほど答弁にあった、もう割とギリギリに近いような状況というのが実態となっております。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

5番（鈴木満君）

その2名になった時点で、例えば担当課の方から何らかの指導があれば、少しは改善をして、休業にならなかったのではないかなというようにも思うのですが、その辺はどうでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまご質問いただきました、2名になった時点ということでございますけれども、こちらの会につきましては、基本的には任意の団体でございまして、行政的に指導というのはなかなか馴染みにくい団体というのが実態でございます。

ただ、過去にもそういう会員さんの減少等が見られた際には、もう、かなり昔になりますけれども、過去の担当の方ともいろいろやりとりをして、やっているというのが実態的にはあるようでございます。

しかしながら、残念なことに、会の組織的な問題だとは思っておりますけれども、なかなか新しい会員さんがお入りになれなかった状況ということで、今に至っているというように認識しているところでございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

5番（鈴木満君）

それでは、今まで運営してきた向日葵会の決算は適正に処理されていたのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

決算が適正に処理されていたかということでございますけれども、過去、当議会の中におきましても、そのような議論というのがなされた経緯がございますところでございますが、近年におきましては、きちっと会計を第三者の目で見るといった形をとられておりまして、会計自身は健全なものであるというように見ておったところでございます。実際のところ、収支につきましても、赤字ではなく、一応黒字が出ていたというような状況というように認識しております。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

5番（鈴木満君）

施設が改修になったとして、次の事業者が決まったあとは、厨房器具の耐用年数を考慮して、運営する方を指導して、お客様に迷惑をかけないようにしていかなければならないと思いますけれども、そのことについてはどのように考えておりますでしょうか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまご質問いただきました、設備のあり方ということになるかと思いますが、先ほどの町長答弁の中にもございましたように、今後のその人材育成確保といったところにも絡んでくることではございますけれども、実際にどのような食事を提供するか、そういったものによって設備の内容は変わってまいりますし、あと、これも料理の中身になってくるのですけれども、どの程度の仕入れ、いわゆる最初の段階から、そこで調理するのか、中間品を仕入れてやるのかということでも設備等は変わってまいります。そういったことから、今回のあり方の中、それから、実際に運営される方のご意見等を踏まえながら、一番適正な施設の整備というのを考えてまいりたいというように考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

5番（鈴木満君）

今回、この食堂施設の休業というのは、大変、我が町にとって、やはりイメージダウンだということに私は思っております。昨年10月には民放で我が町を取り上げていただき、本年1月にはNHKの朝の情報番組でも取り上げていただきました。そういう番組を見た方々、視聴者が、葛巻へ行ってみたい、葛巻へ行ってみよう、車で来た方とか、いろいろあると思いますが、産直に寄ってみようかな、ご飯でも食べていこう、寄った方がいいが休業だということは、私は大変残念です。

やはり県内の産直、道の駅、食堂施設はどこも繁盛しています。休業なんかしておりません。その創業当時の、現町の当局ではございませんが、その当時の町当局の方々の運営方針、考え方というのは、私は結果から見ると良くなかったというように思っております。そこで、現在、町の当局は、次の運営方針はこうしたい、次はこういう方向性でしたいというのを、そういう考えがございましたら、お伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

今後の運営方針というご質問でございます。

この休業に至ったことによるイメージダウン、これは避けられないものと、そのように反省をいたしておるところであります。今後におきましては、これまでの反省も踏まえながら、そういったことのないようにしてまいりたいと、そのように思うわけであり、ます。

しかしながら、早期に再開をしたいという思いではあります、正直申し上げまして、現在のところ白紙であります。ぜひ、ここで皆さんで議論して、皆さんからいろいろなご意見をいただいて、そして、早期に方向を決めたいというように思います。できれば1年、2年以内には開業すると、できれば1年程度でなればいいなと、来年の今頃は開業できればいいなとは思っているわけではありますが、しかしながら、この一番大事な役割を果たしていただくのは料理人であります。料理人をどなたにするか、どういう料理を出すか、町民や、道の駅を利用する人はどういう料理を希望するか、そういったニーズなども把握をしながら、それに合うシェフ、料理長、料理人をみんなで情報発信したり、収集をしながら、町に来ていただき、そして、できれば町民が夜も、そう遅くない時間ではあると思うのですが、夕食にも活用できるような、そういう施設になればいい、美味しい料理を食べたくて、わざわざ葛巻に来ると、そういう施設になればいいなと、それからまた、場合によっては、今のあの場所ではなくて、もっとおしゃれな、町産材をふんだんに活用した、そういった施設があの一角に建設できたら、またいいのかなと、



今の施設であります、後ろ向きでの商売でありますので、レストランとして本当にふさわしいのか、物売る施設として本当にいいのかということも含めて検討していかなければならない、そう思っているところであります。

町のシンボルとなるような施設となりますこと、そしてまた、町民の誇りにつながるような施設となりますこと、皆さんと一緒に協議を重ねて、そして、方向を早期に定めてまいりたいというように思います。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

5番（鈴木満君）

町長からの熱い思いを受けまして、一日も早くそれが実現し、食堂を利用したい方々はたくさん待っておられます。賑やかな産直になりますよう、町当局にご期待を申し上げ、そのことを私からも強く要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

次に、7番、山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

それでは、通告しております2件について、町当局の考えを、お伺いいたします。

1件目ですが、くずまき第二風力発電所建設について、お伺いいたします。

電源開発株式会社、J-POWERの子会社である株式会社ジェイウィンドくずまきが上外川地区において、くずまき第二風力発電所の建設工事を進めております。

発電所の規模としましては、出力2,000キロワットの風車が16基、2,100キロワットの風車が6基、合計22基が2018年9月の完成、2019年3月の営業運転開始に向けて着々と工事が進められています。

このような状況において、町道滝沢・上外川線は工事車両多数の往来に加え、7月中旬からは北上山系開発事業で上外川地区に採草地を有する組合の車両の往来が加わることとなります。

ジェイウィンドくずまきと採草地組合との間では、共に安全かつ円滑な交通ができるようお互い配慮し合った協議がなされています。

このような状況に加え、上外川地区は眺望にも優れており、現在稼働中の12基の風車もあることから、一般車両の通行も少なくありません。

しかしながら、町道滝沢・上外川線は道幅も狭く、見通しの悪いカーブが多数あることから、交通事故の心配が出てくるわけですが、安全対策は十分でしょうか。

次にですが、袖山の風力発電と上外川の風力発電施設は、1,000メートル級の山岳地帯で稼働しており、町が掲げるミルクとワインとクリーンエネルギーのまちくずまきのシンボルとも言えるスポットでもあることから、多くの研修視察者や一般見学者の定

番コースにもなっています。また、町のPRには必ずと言っていいほど、そのロケーションが使われています。

この施設も、平成15年から営業運転を開始し、運転開始から15年という節目を迎える中で、今、新たにくずまき第二風力発電所建設工事が始まったわけですが、これまでの町に対する経済効果はおおよそどの程度と見込んでいるのでしょうか。また、第二風力発電所の税込見込みをどの程度と捉えているのでしょうか。

次に、2件目ではありますが、人材確保について、お伺いします。

例えば、平成18年ではありますが、220戸の畜産酪農家戸数で、飼養頭数が8,257頭の規模であったものが、平成28年には畜産酪農家が153戸で約70戸と大きな減少をしています。飼養頭数においては6,516頭で、平成18年の畜産酪農家1戸当たりの平均頭数38頭から43頭で、5頭の増加と、1戸当たりの畜産酪農家が抱える飼養頭数は増加していることが分かります。このことは、畜産公社が飼養している頭数は含まれておりません。

そのような中で、酪農家がケガや病気で作業が一時的、もしくは継続的にできない状況に陥った際に、家の者に代わり作業代行を行ってもらえる酪農ヘルパーの存在は大変重要なものであると考えます。また、今後、大規模化していく酪農家もあることから、その重要性はさらに増してくるものと考えます。

しかしながら、現在の専任ヘルパー7人中4人は畜産農家の後継者であることから、いずれは酪農ヘルパーを辞め本業に専念することになると思います。

町として、現在、助成金等で支援されていますが、今後さらなる支援等の考えについて、お伺いいたします。

次に、全国、県内の来春に向けての採用状況は、少子高齢化と人口減少が進む中で、大都市への人口流出は収まらず、採用する人材の確保が極めて難しいとの報道があります。先ほどの質問のヘルパー要因の人材不足と同様に、町行政、また、町内各業種の求人に対する人材確保の状況について、以上2件について、お伺いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山岸議員の質問に対し、お答えをいたします。

くずまき第二風力発電所建設についての中での1点目、町道滝沢・上外川線の安全策は十分かについて、お答えをいたします。

江川地区から上外川風力発電施設にアクセスする路線ではありますが、町道滝沢・上外川線は延長約15.6キロ、幅員5メートルで、昭和61年3月に町道認定を受けております。

また、冬期間においては沿線に住居がないことや気象条件が厳しいことなどから、12月から翌年4月までの間を通行止めの規制を行っている路線であります。

本路線の安全対策及び維持管理の状況につきましては、雪崩発生箇所については、通

行規制の前後の時期に防護柵の設置、撤去を行っております。

また、雪崩の道路への影響が懸念される箇所においては、バリケードや路肩の盛り土などの安全対策を施し、適宜パトロールを実施しているほか、路面や法面など車両通行に支障がないよう、安全対策、維持管理に努めているところであります。

現在進められております、くずまき第二風力発電所の建設につきましては、施工業者から町に対しまして、本路線に部分的な道路占用申請が提出されたことから、安全対策などの条件を付し使用を許可したところであります。

さらに町としましては、今後、工事車両の通行状況を確認しながら、一般車両の通行の安全を確保するため、看板の設置や、必要に応じてカーブミラーなどの安全設備の設置を行い、工事車両との事故回避を図るための対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、2点目の町への経済効果と税収見込みについてであります。

はじめに、町への経済効果であります。町としましては、詳細な調査を実施しているわけではなく、経済効果に関する数字は把握しかねるところであります。

しかしながら、これまでも町が進める大型公共工事などでは、土木建設業のほか、町内の宿泊業、あるいは商工業等において、相応の経済効果が生まれてきたものと認識し、今回の風力発電所建設につきましても、風車や送電用鉄塔整備に係る土木建築業、作業員等の町内宿泊に伴う宿泊業や飲食業、小売業を中心に、少なからず経済効果が波及するものと見込んでおります。さらに、完成後は設備のメンテナンスのためのスタッフの常駐や地元雇用等にも期待しているところであります。

次に、税収見込みについてであります。風力発電所建設に伴い得られる直接の税収としましては、発電設備や送電施設が償却資産として課税対象となり、固定資産税を賦課することになります。

固定資産税の賦課につきましては、地方税法並びに町税条例で規定されておりますが、発送電施設には課税標準額の特例があり、発電設備は、最初の3年間は3分の2に、送電施設においては、最初の5年間は3分の1に、次の5年間は3分の2に、それぞれ課税額が軽減される仕組みが設けられております。

また、課税額の軽減などに基づく税の減収分につきましては、国から交付される地方交付税交付金により、補てんされる仕組みであります。

これらを踏まえまして、税収の見込みであります。今回、風力発電所を整備する事業者は、一民間企業であり、その課税額等につきましては具体的な数値などを申し上げることは法的にも問題があり差し控えますが、平成29年度の町全体における現年課税分の固定資産税課税総額は230,000,000円ほどであり、比較して極めて大きな税収増になるものと期待をいたしているところであります。

次に、2件目の人材確保について、お答えをいたします。

1点目の畜産農家の規模拡大が進む中で、酪農ヘルパーの要員不足が生じています。町としての支援策をについてであります。

町では、労働力の負担軽減とゆとりある酪農経営を推進しており、ヘルパー利用組合は重要な組織であることから、酪農ヘルパー要員への福利厚生費に対しまして助成行

など、人材確保について支援をしているところであり、今後も継続していく考えであります。

一方で、酪農ヘルパーに依存せざるを得ない労働力不足の課題へ対応するため、町では平成26年度から畜産開発公社に育成牛を預託した際の助成を行っているほか、新葛巻型酪農構想で計画しているTMR等の外部委託組織の体制整備に向けた取り組みを進めているところであります。

これら酪農の機能分担体制を強化、実現することで、酪農における労働力そのものの負担軽減等を図っていく考えであります。

また、農業後継者及び酪農関係従事者の人材育成を目的とした長期及び短期の酪農研修費用の一部を助成する農畜産業推進研修助成制度を設け、人材育成に取り組んでいるほか、新岩手農業協同組合が運営するヘルパー利用組合との連携、情報共有を図るなど、さらなるヘルパー要員の確保に向けた取り組みの強化を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の町行政、また、町内の各業種での求人に対する人材確保の状況についてであります。

はじめに、町行政の人材確保の状況であります。町では、正規職員のほか、臨時、非常勤、業務委託などの雇用形態により、人材を確保しているところであります。これら職員の採用にあたっては、毎年、公募による人材の確保を進めているところであります。

雇用形態により、公募の時期は異なりますが、より多くの方々から応募していただくため、全世帯に対しまして公募の案内チラシの配布、広報くずまきやくずまきテレビ、町のホームページを通じて募集案内を行うとともに、正規職員につきましても、県内の各大学や高等学校、専門学校等にも周知を図り、幅広く人材確保に努めているところであります。

こうした取り組みの中で、平成29年度当初における人材確保の状況であります。正規職員につきましても7職種12名の募集に対して、9名の採用をいたしたところであります。なお、初級建築、看護師につきましても、再募集も実施しましたが応募がなかったという状況であります。

また、臨時、非常勤、業務委託の職員につきましても、45職種118名の募集人員に対し、103名を採用しており、募集に対する採用率は87.3パーセントという状況となっております。

次に、町内の各業種での求人に対する人材確保の状況であります。平成29年4月における月間有効求人数は、製造業や医療福祉分野などを中心に109名の募集があったのに対し、有効求職者数は81人となっております。

有効求人倍率は1.34倍でありまして、いわゆる売り手市場の状態にも関わらず、求人を募集する企業と、職を求める求職者との間で、ニーズのミスマッチなどで就職に結びついていない状況となっております。

こうしたことから、町では、ハローワークと定期的な情報交換を行うとともに、合同での就職面接会の開催や町内での出張相談会の開催などにより、企業と求職者のマッチングを支援しております。

町内の事業主に対しましても、平成22年度から雇用補助金制度を創設し、新規で労働者を雇用した企業等へ補助金を交付する支援を行っており、平成28年度には、16事業所、66名の新規雇用に対して、総額で15,000,000円ほどの補助金を交付したものであります。

このほかにも、くずまき型持続可能な産業づくり支援事業において、後継者や社員の資格取得、スキルアップ等の支援や、成功店モデル創出・波及事業において、個店の魅力創出による売上げの増加、商工業者の経営改善による雇用基盤の強化なども支援しているところであります。

今後も、引き続き、町内企業等の人材確保に向けた支援を継続してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

1件目についてであります。建設条件が標高1,000メートル級の山岳高地であること、季節条件は冬の到来は早く、春は遅くまで残雪があるということを考えますと、2018年9月の完成、2019年3月の営業運転開始という工期は決して簡単なものではなく、工事期間中は大型車両の往来が激しくなることが予想されます。

また、地元で町道を利用する人たちは、対向車は必ず来るという意識で、左側通行をしていますが、町外から見学にいらっしゃる方々は、そういった道路状況を理解しているはずもなく、道路中央よりを走行したり、駐車している車両も見受けられます。

安全対策として、町でも対応しておられますが、工事期間中の交通規制、あるいは自粛をホームページ等でお知らせするとともに、町に入る4方向、大坊、平庭、岩泉方面、また、早坂から、道路を分かっている方々はいらっしゃるかと思いますが、事前にこういう状況である、工事期間中であることから、事故のない安全な工事であるためには、そういう看板設置を早めに立てておくことと、予定されていたのに、道路になかなか入れなかったという事態が起こらないためにも、県内の皆さん方にはホームページ等でお知らせすることも必要かと思えます。

道路の安全対策に対しては、道路に堆積した土砂の除去を町の方でやっていただきました。また、町の委託事業で当自治会の草刈り作業も終わり、安全な道路の整備が進んだと思いますが、工事終了後も、今後考えられる交通量の増加と、必要性を考えますと、町道ではありますが、センターラインも必要であり、道路利用者に対して、対向車や動物、また、ゴミのポイ捨て等の注意、禁止看板の設置等についても必要になるのではないのでしょうか。この点について、お伺いいたします。

また、税金についてであります。詳しい数字はさて置いて、大企業でありますから、町に対する、以前の15基のときもそうでありましたが、十分な固定資産税等が見込まれるわけではありますが、J-POWERが再生可能エネルギーの最適地として葛巻を選んでくださった経過と、また、それにより多額な税金が町に入ります。また、宿泊、様々

な今回の工事に関わっても多くの方々が事前に入っておられます。今後も見込まれる多くの視察や来町される方々にとって、満足していただく研修地であるためには、また、宿泊施設の充実と、沿線に公共トイレを含めた休憩所の整備等にも活かしてほしいと思いますが、その見通しについて、お伺いいたします。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

山岸議員の先ほどの質問に対しまして、お答えをいたします。

まず、工事看板等、そしてまた、安全対策に向けた看板の増設などが必要ではないか、そしてまた、ホームページ等で工事の状況などをお知らせすることも必要ではないかということで、これらにつきましては、町道を管理する我々としても、その看板の増設、そして、必要に応じて、先ほどの町長の答弁にもありましたけれども、カーブミラーの増設等を考えてまいりたいというように思います。また、ホームページ等でも、その工事期間がいつからいつまでだよというような形で安全を図ってまいりたいと思います。

センターライン等のお話が出ましたけれども、1車線道路という構造から、センターラインというものは引きかねる部分がございます。2車線の道路であれば、1車線を最低でも2.75メートル取らなければいけないというようなことになっておりまして、そのセンターラインについては、ちょっと対応が難しいのかなというように考えております。

あと、動物等のお話も出ましたけれども、これらについても注意看板等を設けてまいりたいと思いますけれども、いずれ我々道路管理者、そしてまた、工事をする側の業者にいろいろな指導をしながら対応を図ってまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

第二発電の建設に伴って、休憩所あるいはトイレ等の整備も必要ではないかという件でございますが、お答え申し上げます。

まず、休憩所、トイレ、例えば想定されるものを新たに設置するとした場合に、その後の、例えば工事等が終わったあと、だれがどのように管理していくかというような部分、そういったもの等も考え方として整理しなければならないなというように思います。

それから、観光客に対してであれば、工事が終わってからということになるかと思えますし、工事中のものであれば、あるいは、もしかすれば工事業者さんが、その自分たちの従業員に対しては便宜を計らうのが筋かと、そういったことも考えられるわけでございます。

そういった中で、今、早急にここの部分について休憩所、トイレを、建設に絡んでということは、今の現在のところ考えてございません。その後、その観光施設としてという部分については、今、観光、DMO等に取り組んでいるわけですので、そういった町全体の観光の中で議論していければいいなというように思っております。

なお、参考までにでございますが、トイレに関しては、今年が目玉事業のひとつとして、個人商店等誘客環境改善事業というのに取り組んでございます。これは、いわゆる小売商店等が、その売り場の一角にトイレをつくっていただいて、公共的なトイレの用途しにさせていただくと、それで、入っていただいて、帰りに少し買っていただくとか、そういったことを狙いにしたもののなのですが、上限が1,500,000円で、10分の10の補助だったと思いますが、町としてはそういった全体的な町の活性化の部分において、そういったのと結びつけてやっていければいいなというように思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

1車線道路で、センターラインは引けないという答えであります。しかしながら、注意喚起、先ほど言いましたように、個人で来る方々は、こういう山道は自分たちしか通らないという、そういう考えでいらっしゃいます。ですから、看板は左側通行の顕示というか、そういう看板を設置してほしいと思いますし、また、大型バスでいらっしゃる方々、各店舗といっても、国道に大型バス等はなかなか、でも、それは大変良いことで、例えば町にいらっしゃった方々の商店に対する波及効果を図るのであれば、そういう各店舗にトイレの改修等、利用していただいて、そこに経済効果も生まれさせようという町の考えはベストだとは思いますが、今後も見込まれる、やはり大型バス等の往来等を考えたとき、やはり、そういう安全なところに駐車して、そういう休憩所を持つということも、やはり今後の視野に入れてほしいと思いますし、また、役場を通しての研修視察であれば、途中にはトイレがないということで、そういう誘導をされる方もいらっしゃるから大丈夫だとは思いますが、そのような休憩所もなかったりすると、山頂の方でゴミを置いていかれたり、そういうことも実際には、もう出ているようであります。

先ほど業者の方でも、生コンが入るときには交通誘導員の設置等も考えているということですが、ここはきめ細やかに業者側と相談していただきまして、先ほど言いましたように、4方向から入れる方向がありますから、徹底した、十分に工事が、事故がないように、終わるまでにはそういう看板の設置等は早めに、せっかく、その風力発電の視察をしたいと思ってきたのが、途中で入れなかったという思いをさせないためにも、インターネット、町のホームページの喚起や、葛巻町内に入る前に大型看板で知らせるといふ、この手法といいますか、そういう取り組みはいかがなものでしょうか。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

先ほどに続きまして、看板等のお話、それからまた、観光バス等が来たときの安全対策等のお話でございますけれども、いずれ町の入口付近、岩手県の道路管理者との協議も必要になってまいりますけれども、そちらとの協議なども進めて、看板の設置等も早急に考えてまいりたいと思いますし、工事車両が特に、生コンの話も出ましたが、今日は生コンを打つ、打設をする日というようなことが事前に分かった際には、例えば江川の滝沢の入口に交通誘導員等を配置して、今日はこういうような工事をやっておりますというような喚起もしてまいりたいと思いますので、できるだけ早急にできることをやってみてまいりたいと思います。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

先ほどの、15年前から宿泊等様々な経済効果は、はっきりした数字ではないが、あったというお話であります。今後も、また大規模な風力発電ができることで、メンテナンスのスタッフの方々が常駐されたり、いろいろな工事関係者が入ってくると思いますが、そういう税金を利用しての宿泊施設の充実、そういうことは考えておられないのか、お伺いします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

現在、町内の宿泊施設は、ご存じのとおり第三セクターが中心にやっていたいておりますけれども、例えばグリーンテージであれば、築20年、25年ということで、改築の時期ということで、計画を進めてございます。今年、お風呂をオープンいたしましたけれども、そういった感じで、その今回の工事だけを、工事に絡む観光誘客の部分ということとは、それはそれとして、いずれ施設の問題としても考えていかなければなりませんので、そこはそこで検討させていただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

町にとっても大規模な工事でありますので、事故等がないような、また、業者の方が



予定しているような運転稼働ができるよう希望いたします。

次に、人材確保についてであります。

町でも、酪農ヘルパーは重要な組織であるために、様々な支援をいただいていることに感謝申し上げます。

J Aでは、ATMの窓口にヘルパー募集の張り紙を早くから貼って募集していますが、他の業種と違い、大家畜であり、経験のない方々には学ぶ機会も必要かと思われます。その間も身分保障ができる支援金等もあります。畜産公社や実際に農家での実習、さらには酪農ヘルパー全国協会では、高度な技術を有し、酪農ヘルパー要因の育成を図ることを目的とした酪農ヘルパー専門技術員養成研修が短期間で講義と実技を集中して受講できる制度もあるようです。

町内でも潜在的人材の発掘と、町外の未経験者でも農畜産業に興味を持つ人材の呼び込みの発信のリードをしていただきたいものであります。発信力の高い、また、全国でも様々なメディア等に取り上げられております。いろいろなところで町長はたくさんの方々に講演する場もあると思いますが、なかなか難しいと思われる酪農ヘルパーではありますが、皆さん方にその発信する力について、その考えについて伺いたいと思います。

#### 議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

#### 農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいま質問いただきました酪農ヘルパーの募集に関わります募集方法ということと解しまして、お答えをしたいと思いますけれども、まず、酪農ヘルパーとしてご活躍いただけるような人材となりますと、先ほどご質問の中でいただきましたように、未経験者では、なかなか厳しいというのが現状でございます。そこで、これは全国的な話も入ってくるのですけれども、どういった方々が酪農ヘルパーになっていただいているかということ申し上げますと、酪農家の研修というような形でヘルパーに一度就職されて、そしてから、自分のところに、また就農されるというような形が多いというのが一般的であろうというように考えております。と、申しますのは、酪農ヘルパー自身が会社のような経営形態が取られておらず、身分が不安定だということで、就業先というような形で見られていないというのが、ひとつの課題としてございます。そこで、そういった問題を、まずは解決するところからではないと、積極的な募集というのは非常に厳しいのではないのかというように考えておるものでございます。

当町としましては、そういった懸念というのも念頭に置きながら、その対応についてを検討しておるところでございます。そのひとつは、酪農家さんの後継者の方々、まず、技術をつけていただく、これはヘルパーとしても即戦力としてなるような形になるというように考えておるのですけれども、それが、先ほど町長答弁にもございましたように、技術研修に対します費用助成というような形も考えておりますし、クラスター計画の中にも盛り込んでおるのですけれども、今、クラスター計画によって新しい設備等を導入される、新しく設備をつくる、新設されるような方のところは、そういった研修も

受け入れるようなことが前提となった施設整備というように盛り込まれております。

それ以外にも、大規模な飼養管理を学ぶということであれば、当然公社の研修施設もございますし、まず、そういったいくつかの研修環境の方を整えていくということは、既に着手をしているというところでございます。

あとは、未経験者の方、町外の方たちをどのように、こちらの方に呼び込んでくるかという話になってまいります。単純にそのPRというような形だけでは、先ほど申し上げたように、その就業する先が、就職先として魅力があるかというところが一番大事かと思っておりますので、まずは、第一段階としましては、確実に一定程度の手当が出る公社の山地酪農研修、こういったものを活用していただくようPR、あるいは、そういったものの研修についての推進というものを図っていくことが現実的であろうというように考えておるところでございますので、ご理解いただきたいというように考えております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

私も、やはり未経験者の方々には、今の農家の方々には飼養頭数も多く、なかなか教え込むところまでは余裕がなく、山地酪農研修センターとか、そして、やはり身分保障、インターンシップ、それは学生のあたりから町長もありとあらゆるところでインターンシップの呼びかけをさせていただきようではあります。私たちが農家も考えなければならないのは、身分保障ですね。就職先として、酪農ヘルパーとして、もしくは高齢になった場合、自分たちがその家業を継ぐという、それくらい私たちも手厚いような考え方を考えていかなければならないのかなとは思っております。

北海道は、農業、畜産に関して先進地であるわけですが、酪農ヘルパーの人材不足は、その北海道でさえも深刻な問題であり、道内のあるJAではヘルパーの住環境の整備の体制づくりが定着してくれる条件が必要と、JAの予算で住宅を新築して、人材獲得に結びついている事例もあります。

JAの関係者に対しては、農業、野菜、花卉、園芸作物、そして、畜産関係すべてが高齢化していて将来が見通せない中、継続して若い労働力の確保と将来的にはヘルパーの方々が経営者として営農を引き継ぐ体制づくりも重要と考えております。

課長は全国的なアンテナを持っているわけですが、他の先進事例となるような要素もありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいま先進地、北海道の事例の方を申し上げていただきまして、そういうお話をい

ただいたところでございますけれども、人材確保につきましては、先ほど申し上げましたように、その組織自体の組織力というところに非常に差が出てくるところがございます。

例えば、北海道であれば、これは北連、北連というのは北海道全体を包括した農協組織になるのですが、そこが、そういった人たちを積極的に集める努力をしているということなのですが、単純にそれだけではなくて、あとで、その方々というのは就農したいと思っている方々を集めております。就農したいと思う方々の夢を実現させるためにどのようなことをしているかと申し上げますと、離農される農家の畜舎等を農協さんが買い上げまして、それを一定の期間貸し付けるというような形で、かなり、その施設整備等々、最初の段階でかかる資本の部分、こちらのところを軽減する措置をヘルパーの人材集めと併せた形で実施する等に対応しているというのが、ひとつの事例でございます。

あとは、根本的な解消の仕方というものでは、今、これは都府県の方が多いのですが、ヘルパーというのはなかなか集まらないということで、自分のところで雇用するという形を積極的に取り入れているというのがあります。この場合は、基本的には組織化します。株式会社化というような形が大体多いのですが、そういった形で採用して、その従業員として働いていただくというような形を取られているというのが現実的な方法になってまいります。

葛巻におきましても、なかなか現在の経営の規模ではそうはいかないというところはあるのかもしれませんが、今後、規模拡大を図っていくということであれば、そのヘルパーという形というのも大事ではあるのですが、規模拡大を図る中において、その雇用というものを念頭に置いた法人化等を図りながら実施していくということが、ひとつの解決手段であろうというように考えておまして、現在のクラスターの計画、それから、クラスターの事業の方向性としましては、そういうところも盛り込んだ形で推進をしているというところでございます。

余談にはなるかもしれませんが、現在ヘルパーの人材が足りないというようなご指摘だというように認識しておるのですが、葛巻町のヘルパーの場合は、実は県のヘルパー事業を行っているのは15団体あるのですが、その中におきましては、人数は非常に多いというのが実態でございます。ただ、出役の日数が多いというのも実態でございます。その原因というのは何かと申し上げますと、傷病等の関係で連続的に出役されているというのが、これは県の方の団体のデータからも示されております。そういったことから、まずは、そのヘルパーのご利用される皆様方で、やはり相互の状況等を配慮しながら利用していただくということが重要ではないかなと考えております。

それから、そういった背景もありまして、今年度より、その傷病の関係でヘルパーを連続して使用する場合、今まで最大1年というものだったのですが、それが4カ月というように今回から短縮されております。こういったところも、どんどん改善をされておりますので、今の状況から徐々に改善する部分というものもあるのではないかと考えておりますので、ご理解いただきたいというように考えておるところでございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

ありがとうございます。

企業誘致もままならない、今、人口減少に歯止めをかけるため、町でも移住・定住に力を注ぐ今こそ、自然豊かなこの町で農業にチャレンジをPRして、全国にさらなる発信をしていただきたいと思います。

また、課長から提案のありました組織力とか、従業員として終身雇用をしていくとか、また、JA、町、農業団体がさらなる受け皿を手厚く終身雇用まで見越した制度を協議していけるような体制づくりを、ぜひ課長が在職中にそういうテーブルを持ってほしいものと思います。私たちもヘルパーの出動回数もかなり多くなっておりまして、ヘルパーの方々も、やはり休養日も必要であるというのは認めるところでありますが、大きな組織の力を持って、この対策に対しては力を注ぎたいと思います。

次であります、広報くずまきの求人情報の欄には、多くの企業等からの募集があります。募集枠に達したのであれば掲載されないと思いますが、建築、土木、製造業等は、町の職員にも技術者、資格を要する部署が数多くあるのと同じでありまして、これまで超緊縮財政の中で職員の採用を控えてきた経緯もあります。その顕著な例が保育士であるのかなと思います。ここ数年で多くの退職者が出ました。その中間層がないという実態になっておりました。従来は退職者補充という形の採用であったと思いますが、先ほどの答弁にあったように、非常に厳しい雇用状況であると思っております。現在の状況は、人材の取り合いと言っても過言ではない状況にあると思っておりますが、適宜、退職補充という形ではなくて、先を見通した職員の確保に努めるべきと思っておりますが、その点について伺います。

議長（中崎和久君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（深澤口和則君）

ただいまのご質問にお答えします。

従来でございますと、退職者の補充という部分を中心にいたしまして、職員を採用してきたという、そういった採用が中心でございました。今、お話ありますように、その職員のバランス的な部分で理想的なものとはいかない、そういった職種も現実あるようには考えております。そういった部分につきましては、今後、先を見通した形で職員の採用について検討しながら、募集等を進めていかなければというようには考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

## 7番（山岸はる美さん）

例えば、昨年の台風10号による本県、当町での災害、また、今月に入ってからの九州での、現在も大雨災害、そして、将来起こり得るであろう災害に対して、復旧・復興の力は建設業に従事する方々であり、人材の確保は極めて重要であると思います。今後も様々な事業等が予定されておるとは思いますが、末端で働く方々のすべての業種に当てはまることだと思いますが、賃金の改善とか待遇の改善などの考えについて、お伺いします。

例えば、平成26年の市町村民所得の中で、平均が2,716,000円であり、葛巻は2,171,000円でありました。ここ27年、28年と動向されているかとは思いますが、そういった状況の中で、例えば女性が結婚相手として何を一番の基準に考えるかとの答えが、収入を見るという記事が出ておりました。働く場所があることと、その賃金で生活にゆとりが出てくること、そんな町であってほしいと思いますし、正規でも非正規でも人材あってのまちづくりと思います。この点については、副町長からの考えをお伺いしたいと思います。

## 議長（中崎和久君）

副町長。

## 副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今、去年からであります、くずまきDMOということで立ち上げながら、これは、まさに町内の人口減少に係る、基本的には観光産業を基幹事業としながら雇用の創出、あるいは交流拡大、そしてまた、所得の向上という、そういったような課題を解決するといえますか、そういう考え方を持ちながら、今回立ち上がっているものであります。

そういう中に、町のそういう面での総合的な課題であります、それにつきましても6事業の分野で部会を設けながら、今、お話ししましたような課題等についても含めてあります、それぞれの分野で課題を検討していただきまして、その内容の中で、今、おっしゃいましたような内容が課題として浮き彫りになってまいりまして、それを、今年度はさらに実情をしっかりと受け止めながらあります、葛巻観光推進協議会というのを設けながら、これにつきましては、町内の民間の企業、あるいはセクター、そしてまた、役場の各部署からもあります、そういう中に一緒に入りながら検討したものでございます。

そういう中で、今年度であります、地域おこし協力隊ということで、まさに町内の後継者、あるいは若い人たちに、そういう課題の解決に向けての対策といえますか、そういったようなものを町内の力も含めながらあります、外の視点での人材的な支援といえますか、そういったようなことを受けながらということで、今回6人の地域おこし協力隊を募集いたしまして、ひとつには観光サイドになるわけではありますが、牧場の持っている観光資源といえますか、そういったようなものを、さらにプロデュースしな

から観光客の受け入れに努めていただく、あるいは、もうひとつには、持っている今までの特産品等々であります。これを、さらに消費の拡大といいますか、あるいは新商品の開発、そういったようなもの等にも取り組んでいただける人材も、9月からお二人が町内に在住しながら、3年間ですけれども努めていただく、あるいは、7月からおいでになっていただいておりますが、町全体の観光のコーディネーターであります。

もうひとつは、今、山村留学ということで進めておるわけですが、さらに高校の2学級での存続という観点での取り組みにも結びつけながら、山村留学の留学生のサポートといいますか、そしてまた、さらに、そういう取り組みを発信しながら、外からの方々を受け入れていただけるような環境も整えていく、そしてまた、普段の生徒のサポートといいますか、そういう役割もしながら体制を整えていきたいというようなことで、そういう役割をさせていただいているわけですが、まさに、そういう視点から見た場合も、外からおいでになって、ここで、その給与の水準というのも大変大事であります。そういう点等々も含めて、その事業を導入しながら、さらに、そういう役割もさせていただき、また、そういう課題の中で、今、おっしゃったような部分も見えてまいりますので、そういう対策にも、事業を通じながら結びつけていきたいと、このような考え方で取り組みをしているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

7番（山岸はる美さん）

ただいま副町長から答弁をいただきました。DMOで人材確保につながる喫緊の対策ですね、対策とか、また、地域おこし協力隊員の皆さん方の活躍、また、牧場が持つ発進力、葛巻病院にいらっしゃる先生方も、牧場が縁でこの町に移り住んで診療に当たってくださっているわけですが、これからも、そういう方々の場所提供、来てみていただいて、住んでもらえるような、そういう町の発展につながることを祈念いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

ここで、11時30分まで休憩します。

（休憩時刻 11時18分）

（再開時刻 11時30分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続けます。

4番、柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

まず、はじめに完成移設を間近に控えました、町民待望の住民の命と健康を守る高度医療拠点施設となる葛巻病院と高齢者が長年住み慣れた地域で安心して生活できる養護老人ホーム新葛葉荘の両施設整備は、高齢者福祉施策を前進させることは論を待たなく、心強く期待している一人です。

このように大型施設整備が図られる一方で、高齢化率上昇に伴い、地域社会の機能や世帯構造が大きく変化しております。年々増え続ける一人暮らし高齢者、認知症高齢者、老老介護等、新たな諸課題が発生しております。

町の高齢者の現状を見ますと、65歳以上の高齢者人口は平成19年をピークに緩やかに減少を続けていますが、高齢化率は逆に毎年上昇し続け、今では40パーセントを超えていると思われます。既に高齢化を飛び越え、超高齢化の町に移行いたしました。さらに、このままで推移いたしますと、まもなく50パーセントを超え、高齢者が人口の半分以上を占める状況となります。

併せて、高齢者がいる世帯のうち、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増え続け、さらに認知症高齢者の増加が予想されます。

今年3月時点での日本人平均寿命は年々伸び続け、男性80.7歳、女性86.9歳で過去最高を更新したと厚生労働省が公表いたしております。ちなみに健康で自立した生活ができる期間の健康寿命は、男性71.1歳、女性74.2歳と発表しております。

健康寿命から平均寿命までの期間は、そのまま要介護期間とも言い換えられ、計算いたしますと、男性の要介護期間は約9年、女性は約12年で、平均10年前後の要介護状態があるということになります。

平均寿命が延びるにつれて、深刻になってきたのは老老介護の問題です。だれもが当事者として可能性がある配偶者の介護、両親や兄弟姉妹の介護、そして、自分自身の老後の介護の問題を抱えております。

老老介護では、75歳以上の要介護者のうち、介護する人も75歳以上というケースが30パーセントを超え、65歳以上同士の老老介護は約55パーセントに上り、過去最高を更新したと公表しております。また、介護が必要となった主な理由に、認知症が18パーセントを占め、初めて1位になったとしております。

この老老介護の次の難題は、認認介護、つまり認知症の方が認知症の方を介護することのようですが、これは既に現実に起きている問題と言われております。この認認介護の到来に対しての対応策も急務となっております。

国より早く進む町の超高齢化と核家族化は、その対応も国に先駆け素早く、小回りが利く施策が必要と考えます。

これら高齢者介護課題に向けた福祉対応策の充実向上にあたって、次の事項について伺います。

一つ目に、福祉施策の基礎となる高齢者人口、高齢化率の現状と動向について、どのように分析しているでしょうか。

二つ目に、28年度介護保険の要支援、要介護度別の介護認定審査件数の内容から、今後の動向をお知らせください。

三つ目に、要介護度別の施設サービス、施設別入所の利用実態をお知らせください。

四つ目に、要介護1、2の方の施設サービス、特養への利用状況はどのようになっているのでしょうか。これについては、27年4月から原則要介護3以上となったためであります。

五つ目に、施設サービス、施設別の入所希望者でございますが、待機者の現状についてお知らせをいただきたいと思っております。

六つ目に、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の現状と今後の見通しについて伺います。

七つ目に、一人暮らし高齢者の施設サービス、施設別入所利用状況をお知らせ願います。

八つ目に、新設葛葉荘への入所希望者の状況と介護認定を受けた方の入所希望対応はどのように行われているのでしょうか。

九つ目に、施設入所できない高齢者の暮らしやすい住環境整備を促進するための高齢者福祉住宅の建設構想について伺いますが、これは、今年度予算化しております冬部地区過疎地域集落再編整備事業等の調査業務が計上されておりますが、これらのものの内容についても、併せてお願いをいたします。

次に、2項目目の町有建物等外壁の色彩について、お尋ねをいたします。

建物は個人や町のものでも、風景は町民みんなのもの視点から質問いたします。

去る6月8日、9日の2日間、町の工事執行状況等について、議会常任委員会で町内視察を行いました。その際、特に目についたのは大きい町有建物外壁に赤紫色、これについては、ピンクとかマゼンダ色となるのでしょうか。が、多用されており、葛巻の豊かな自然や農村景観、町並み景観にマッチした色彩なのかと強い違和感がわきました。

一方、自然と人工物との調和、新しいものと古いものの調和、そして、町並みと町有建物、個々の建物との調和を図り、葛巻らしい風景をつくっていくためのあり方について考え、私なりの調査を施し、今回の質問に至りました。

建物ひとつ、看板ひとつでは風景にはなりません。建物や看板のまわりには、私たちの手ではつくり替えられない自然の色があり、既に長年築かれた町の色というものが存在します。建物や看板の色は既にある自然や町の色の影響を考えずには成り立たないと考えます。

我が葛巻を紹介する場面を思い浮かべてください。豊富な大自然の四季の彩り、美しい山並みに囲まれた町、それに寄り添う穏やかな農村風景が葛巻町民の誇りであり、貴重な財産と思われれます。葛巻の自然を活かした美しい町の風景を整えることで、ふるさとへの愛着や誇りというものが一層深まってくると思います。

また、周囲を混乱させるような、けばけばしい色彩がない町や、風景を守るルールがある町は、資産価値が高いことが調査結果などから明らかとなっております。つまり、町の色を大切に考え、町を好きになることが、町を美しくし、その価値を高めることにつながるといふことでもあります。

私たちが暮らす葛巻の景観を考えると、自然の色に学び、その自然を活かすことが大切と考えます。花や木の実など小さくて短期間でなくなってしまうものは鮮やかな色を持ってありますが、土や岩、木の幹など、大きな面積を占め、一年中同じ色であり続



けるものは地味な色をしております。

町の中でも、動き回る自動車や商店に並ぶ商品には鮮やかな色が使われ、動かない大きな建築物や橋には穏やかな色が使われているのが通常となっております。

建物は、個人や企業、町の大切な財産ですが、その外観は好きでも嫌いでも多くの人に触れるものです。このため、建物外観の色を決めるときは自分の好みばかりではなく、周辺の自然の色や建物の色など、地域の特徴となっている色を意識し、まとまりのある風景を守り、育てていくことが肝要と思われまます。

もう一度言いますが、建物は個人や町のものでも、風景はみんなのもの観点から、次の質問にお答えいただきます。

一つ目に、最近、江川小学校、葛巻病院、養護老人ホーム葛葉荘の大規模建築物や、若者定住住宅や子育て支援住宅が整備されましたが、その中にあって、一際目立つ建物の外壁に赤紫色が多用されております。特に若者定住住宅、子育て支援住宅にあっては、白色系と赤紫色系のツートンカラーの仕上げとなっており、あまりにも赤紫色が強く、玄関から強い圧迫感があり、また、風景を混乱させる騒色とも思える色彩に違和感がありました。あえて町有建物外壁に赤紫色を多用しなければならない理由根拠をお示しいただきたいと思ひます。

二つ目に、町が建物外壁に赤紫色を多用することによって、今後、個人住宅や企業の工場等外壁にも、この赤紫色の普及を図る考えの有無について伺ひます。

三つ目に、葛巻らしい景観づくりには、町民、企業、行政等の各主体が相まって良好な景観形成に取り組む必要があると考えます。この中で、特に、町民が積極的に関与する、また、関与できる体制づくりが大切と思われまますが、町の建物外壁のあるべき色彩の基本的な考えについてお尋ねいたします。

四つ目に、総合的な景観を保持するため景観法があり、県知事の同意を得た景観行政団体、岩手には平泉とか一戸町がなっているようですが、条例で景観計画をつくることできると規定されておりますが、当町はこれに該当しておりませんが、町の美しい色彩景観を育むための指針等が必要と考えます。この対応について伺ひます。

以上、1回目の質問といたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの質問に、お答えをいたします。

まず、1件目の町の高齢者福祉の充実について、1点目の高齢者人口、高齢化率の現状と今後の動向についてであります。

平成29年4月1日現在における町の住民基本台帳人口は6,420人となっており、そのうち65歳以上の高齢者人口は2,780人であります。高齢化率は43.3パーセントとなっております。

また、今後の動向であります。平成27年に公表された国立社会保障・人口問題研

究所による推計では、平成 37 年に 2,616 人、49.6 パーセント、平成 47 年には 2,145 人、51.9 パーセントとなっており、町が平成 27 年度末に策定した人口ビジョン総合戦略 2015 の人口の将来展望を踏まえた推計では、平成 37 年に 2,489 人、47.4 パーセント、平成 47 年には 2,041 人、46.5 パーセントと推移するものとされており、今後、高齢者人口は減少するものの、総体的な人口減少に伴い、高齢化率は上昇するものされております。

次に、2 点目の 28 年度介護保険要支援、要介護度別の介護認定審査件数についてであります。

平成 28 年度における、盛岡北部行政事務組合の介護認定審査会は、91 回ほど開催され、3 市町を合わせた審査件数は 4,521 件で、うち、当町にかかる審査件数は 779 件であり、前年度比 36 件の増となっております。

要支援度、要介護度別の内訳であります。まず、要支援につきましては、1 が 66 件、2 が 109 件であり、要介護につきましては、1 が 173 件、2 が 145 件、3 が 113 件、4 が 103 件、5 が 70 件という状況であります。

次に、3 点目の要介護度別の施設サービス、施設別入所の利用実態についてであります。

はじめに、要介護 1 から 5 の方が利用できる介護老人保健施設であります。町内では医療法人敬仁会の経営するアットホームくずまきとユニットケアくずまきがありますが、アットホームくずまきにつきましては、定員 50 名に対し 48 名の入所、ユニットケアくずまきにつきましては、定員 30 名に対しまして 29 名の入所となっております。

次に、同じく要介護 1 から 5 の方が利用できる介護療養型医療施設であります。町内では国民健康保険葛巻病院となりますが、定員 18 名に対しまして 12 名の入所となっております。

次に、要介護 3 以上の方が利用できる介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームであります。町内では社会福祉法人誠心会が経営する特別養護老人ホーム高砂荘、地域密着型特別養護老人ホームすみれ荘となりますが、高砂荘につきましては、定員 55 名に対しまして 55 名の入所、すみれ荘も定員 20 名に対しまして 20 名と、それぞれ満床となっております。

次に、要支援 2 以上で認知症を有する方が利用できる認知症対応型共同生活介護であります。町内では株式会社介護いわてが経営するグループホーム和や家くずまきとなりますが、これも定員 9 名に対しまして 9 名の入所と、こちらも満床となっております。

次に、4 点目の要介護 1、2 の方の施設サービス、特養の利用についてであります。

特別養護老人ホームにつきましては、平成 27 年 4 月に介護保険制度が改正され、入所可能となるのは要介護 3 以上の方となりましたが、既に入所されていた方や特例入所の要件に該当する場合であれば、要介護 1、2 の方でも入所申込が可能であることなどから、現在の入所状況は、要介護 2 の方も 1 名が入所しているところであります。

次に、5 点目の施設サービス、施設別入所希望者、待機者の状況についてであります。

平成 29 年 6 月 22 日現在における施設サービス別の入所希望者であります。介護老人保健施設 59 名、介護老人福祉施設 47 名、認知症対応型共同生活介護施設 2 名となっ

ております。

うち、入所の必要性が高い待機者につきましては、介護老人保健施設7名、介護老人福祉施設8名となっているところであります。

なお、介護療養型医療施設への入所希望者、待機者はゼロとなっているところであります。

次に、6点目の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の現状と今後の推移についてであります。

平成29年5月末現在の住民基本台帳による世帯数は2,769世帯となっており、うち65歳以上の高齢者のみで構成される世帯は1,123世帯で、総世帯数に対する割合は40.6パーセントであります。

高齢者のみで構成される世帯のうち、一人暮らしの高齢者世帯は705世帯であり、総世帯数の25.5パーセント、高齢者のみで構成される世帯の62.8パーセントを占める状況となっております。

5年前の平成24年と比較し、高齢者のみで構成される世帯は150世帯ほど増加しており、さらに一人暮らしの高齢者世帯が100世帯ほど増加していることから、1点目のご質問でお答えしました高齢者人口、高齢化率の今後の動向を踏まえすと、今後、さらに増加していくものと考えておるところであります。

次に、7点目の一人暮らし高齢者の施設サービス、施設別入所利用状況についてであります。

現在、施設入所されている方の施設入所前の世帯状況が一人暮らしの高齢者であった方についての状況で述べさせていただきますが、介護老人福祉施設につきましては、高砂荘18名、すみれ荘5名となっております。

介護老人保健施設につきましては、アットホームくずまき15名、ユニットケアくずまき14名、介護療養型医療施設につきましては、葛巻病院2名、認知症共同型生活介護施設につきましては、グループホーム和や家6名となっているところであります。

次に、8点目の新設葛葉荘への入所希望者の状況と介護認定を受けた方の入所希望対応についてであります。

老人福祉法第20条の4に規定されております養護老人ホームは、老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護し、その者が自立した日常生活を営めるよう指導や訓練、援助を行う目的で市区町村が設置する措置施設とされております。

また、入所に際しましては、窓口での申込み、その後、入所希望者本人とその扶養義務者による養護の状態、心身の状況、生計の状況、その他必要な事項を調査し、その調査結果に基づき入所判定委員会で審査され、措置が必要と判定された者を市区町村長が入所の措置を決定する流れとなっております。県内には、17施設が設置されている状況であります。

また、平成18年3月以前においては、要介護認定を受けている方は対象外とされていましたが、平成18年3月の厚生労働省通知により要介護者を措置の対象外とするも

のではないとの通知を受け、要介護認定を受けている方でも養護老人ホームへの入所措置の基準である身体上、精神上、環境上、経済的事情に該当する場合は申請することが可能となっております。

こうした状況を踏まえて、養護老人ホーム葛葉荘への入所者の状況であります。現在、定員50名に対し満床の状況であり、入所を希望する待機者の状況は、平成29年5月末現在で4名となっております。その4名の内訳でございますが、町内3名、町外1名であります。

次に、9点目の高齢者福祉住宅の建設構想についてであります。

現在、町においては、少子高齢化、人口減少、核家族化などに伴い、高齢者のみの世帯が増加しており、幹線道路から離れた山間部に暮らす高齢者への見守りや生活支援など、高齢者福祉を取り巻く行政ニーズも多様化、複雑化してきており、その対策が課題となってきております。

そうした中、町では、介護サービスや福祉サービスなどの提供、在宅支援センター職員や保健師による訪問活動、健康状態や生活環境等の把握を行う高齢者実態把握調査、通院が困難な方へ医師、歯科医師による訪問診療、緊急通報装置の貸与、通院バス、100円バスの運行、さらには平成25年から地域安心生活支援員を配置しているほか、今年度から高齢者等の外出支援としてタクシー助成事業を行っているところでもあります。

現時点で、高齢者を対象とした福祉住宅の建設構想はありませんが、住み慣れた地域で、いつまでも暮らし続けることができるように住宅支援等につきましても、高齢者の方々のご意見もお伺いし、国、県などから情報を収集しながら検討を進めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、町有建物等外壁の色彩について、お答えをいたします。

まず、1点目の町有建物外壁に赤紫色を多用する理由についてであります。

町が整備する公共施設などにつきましては、外観、デザイン、配色など、その都度、施設ごとに決定してきた経緯がございますが、地方創生により地域間競争が高まる中、その地域の特色を生かしたトータル的なブランド戦略、ブランディングが重要となってきております。

これまでも、本町はミルクとワインとクリーンエネルギーのまちをキャッチフレーズに情報を発信し、全国の山村のモデルとなるまちづくりを進めておりますが、より町の特色を活かすために、こだわりを持った統一的な取り組みやまちづくり、戦略などといったものが重要であると考えております。

このようなことから、例えば公共施設の外観などにおいても、統一的な戦略を持ち取り組む必要があるのではないかと考え、平成22年度、葛巻小学校体育館の外壁の一部にワインカラーを導入したのを手始めに、新築する公共施設の外壁は町のキャッチフレーズをイメージさせるミルクの白とワインカラーを基調とすることを戦略的な方針として整備を進めてきたところでもあります。

また、外壁の色だけではなく、新築する公共施設に町産材、アカマツ、カラマツをはじめとする町産材を多用しておりますのも、森林が町の面積の86パーセント占める林業の町である特色を活かし、基幹産業の振興や統一的なこだわりによるまちづくりを

進めるためのものでもあります。

次に、2点目の町として個人住宅や企業の工場等外壁にも、こういった色の普及を図るかという考えの有無についてであります。外壁の色彩、配色につきましては、個人の主観や嗜好によるものであり、町としては、あくまでも公共施設における統一感を持たせることが重要であると考えており、個人や企業の皆さんに対しまして、積極的に特定の色彩の普及を図ろうとするものではございません。

次に、3点目の町の自然、農村風景や町並み景観に調和する建物外壁のあるべき色彩の考え方及び4点目の町の美しい色彩景観を育むための指針等の策定について、併せてお答えをいたします。

町の豊かな自然景観の保全、ぬくもりのある町並みの形成には、周辺景観と調和する色彩による一定の基準を設けるなどの計画的、一体的な取り組みを行うことが一般的な手法であると考えられます。

町としては、景観に関する具体的な方向性や基準は、平成8年3月に葛巻町景観形成基本方針を策定して以降、見直しなどを行っていないことから、景観法や岩手県景観条例等を踏まえた指針策定等の対応を検討することとしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

どうもありがとうございました。

最初に、高齢者福祉の方からお伺いをいたしたいと思います。

高齢化率でございますが、43.5 というようなことで、これは、たぶん予測よりも早い進行のような感じがしております。それで、50パーセントも視野に入れておく必要があるのではないのかなと思っております。

この高齢化率が高くなるというようなことは、つまり、うちの場合は、これまでの経験から、一人暮らしの高齢者や、二人暮らしの高齢者の方、そういったような方が、先ほどのお答えのとおり150世帯、あるいは100世帯増加しているというようなお話でございましたので、そうしますと、さらに、こういったような施設の面は私はどちらかと言えば充実しているのではないのかなと思うのですが、ただ、この施設に入る段階での施策をもう少し考えていただければなというような視点がございますので、それで、今後ますます、こういったような対応を、この一人暮らしだけの高齢者の方の問題ではなくて、この老老介護の問題、認認介護の問題、こういったようなものに、どのような形でやっていったらいいのか、まず、この現在の一人暮らしの高齢者の方、あるいは老老介護をやっている方々の対応、どのような認識を持っているのか、まず、その辺のところをお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（ 檜木幸夫君 ）

ただいまの高齢化が進んで、老老介護や一人暮らしの世帯が増えたときの考え方について、どう思っているかということについて、お答えしたいと思います。

町では、高齢化社会がものすごいスピードで進んでいるということを認識しております。そのために、高齢者の福祉計画や、あるいは介護保険の計画を通しまして、今後どのようなことに進めていこうというものを考えながら取り組んでまいりました。

介護保険制度が平成12年から始まりまして、施設のケアマネージャーさんでありますとか、病院のマネージャーさん等が連携を取りまして、ケア会議というものが行われまして、やはり一人ひとりのきめ細やかな現状把握が大事であるということを常に考えて事業を行っております。

また、事業を委託いたしまして、まだ元気な方々が、これからどういようになるのかというようなのを、きちんと調査するための事業も毎年行いまして、また、地域におきましては、社会福祉協議会等にやすみっこというような名前で、いろいろな調査事業等も行いながら、その方々がどうなっているというものを把握するように努めながら事業を行ってまいりました。

そうなった場合、老老介護とか、認認介護となった場合に、やはり、これから本当に大事になるのは施設を増やすだけではなく、やはり地域の見守り力というものが非常に大事であるということを考えておりまして、町といたしましても民生委員さんをお願いしたり、体育振興会を6地区に分けた支援員さん等を設けまして、連携を密にして、見守りを行っているところであります。

また、今後の、今27年から29年までの計画で実施しておる高齢者福祉計画でございますが、また、30年からの計画を含めまして、そういうようなところを、きちっと守るために、地域づくりというような観点から、見守り体制を強化していくというような考えで進めてまいる考えでございます。

議長（ 中崎和久君 ）

柴田勇雄君。

4番（ 柴田勇雄君 ）

分かりました。

この一人暮らし高齢者の方とか、認知症高齢者の方々の一番の大きな課題は、毎日摂る食事の問題だと思っております。それで、現在こういったようなサービスもどのようになっているのか。そしてまた、今後こういったような食事のサービスはどのような方向性に持っていく考えなのか、その点について、お伺いをいたします。

議長（ 中崎和久君 ）

健康福祉課長。

**健康福祉課長（ 檜木幸夫君 ）**

それでは、困っている食事等のサービスについてということで、お答えさせていただきたいと思います。

やはり高齢者の方々が元気に暮らしていただくためには、健康で食事を摂ってもらって、身体を中から健康にしてもらうこと、あるいは自分がそういうような調理をできない場合には、そういうようなものを提供していくことというサービスの重要性であるというように考えております。

現在、町では配食サービスを実施いたしております。月3回のお弁当を届ける事業を、昨年度は36回実施しまして、78人の実利用数で、延べ数が2,286食でございました。平成27年度の実績が、人は違うとは思いますが、偶然78人で、延べ数が1,728でございましたので、利用実績が558食伸びておったという状況でございました。

**議長（ 中崎和久君 ）**

柴田勇雄君。

**4番（ 柴田勇雄君 ）**

この食事に係る分の配食サービス、この回数をもう少し増やし、できる限り在宅での福祉対策を進めるべきではないかというようなこともありますし、どうしても一人暮らしに耐えられないような事情になりますと、また別な考え方になりますけども、極力、一人暮らしの高齢者の方が増えている中にあるには、こういったような食事サービスを強化しながら、今後、1日でも長く在宅で暮らせる、安心して暮らせると、そのような施策が大事なような感じがします。現在の月3回とか、そういったような部分では、少し数が少ないような感じがしますが、そういったような面ではいかがでしょうか。

**議長（ 中崎和久君 ）**

健康福祉課長。

**健康福祉課長（ 檜木幸夫君 ）**

お答えいたします。

月3回が少ないのではないかなというようなご質問でございます。従前、月4回というような時代もあったのではないかなと思っておりました。いろいろな事業の取り組みで、事情がありまして3回になったということでお伺いしておりますが、今後の検討課題として考えさせていただきたいと思っておりますし、食事サービスだけではなくて、訪問ヘルプサービス、あるいは通所サービスというようなものも充実してありますので、配食だけがすべてではなくて、お風呂に入ったり、リハビリをしたり、ご飯を食べて帰ってくるというような事業も介護のサービスでありますので、そちらの方もきっと伸びているというような状況であると思っておりますので、そこら辺のバランスを考えながら、今後、検討させていただきたいと考えております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

まず、分かりました。

私は食事を中心と言っておりますけども、食事を中心としたその他の諸々のものがあると思いますが、今、課長がお話しましたような諸々の付随したのものがあると思いますので、ただ、ここで検討だけでは高齢者はますます年齢を重ねて苦しくなってきます。検討は早く結論を出さなければ何の効果も出さないと思いますが、こういったような部分ではもう少し具体的な方向を打ち出してほしいと思いますが、もう一度お願いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（檜木幸夫君）

もう1回、4回に増やせるのかどうかというのを、来年度に対して検討してみたいと考えております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

そういったような施策を視点に置いた高齢者福祉対策も、ぜひ次の部分では考えていただいて、充実を図っていただきたいということを申し上げたいわけでありまして。

それから、この暮らしやすい住環境の整備については、確か春の予算編成時に冬部地区の過疎集落再編のお話をいただいたような感じがしておりますが、この中で、この高齢者の暮らしやすい住環境も含まれているというようなことなのですが、例えば同じ集落でも遠い集落に住んでいる方々を集落の方に集合させて、どこかで暮らしていただくという施策等もたぶん考えているのではないかと思うのですが、こういったような部分はずごく大事な部分で、特に介護施設には入れない、今、介護保険法では、先ほど答弁もいただいておりますけども、介護度3以上というようなことになりまして、非常にその狭間にある方々の対策も必要ではないかと、このように思っております。

それで、そういったような方々には、当然、施設の方にはなかなか移行できない事情があると思いますが、こういったような部分をきめ細やかな高齢者福祉対策というようなことで、この住環境の整備を図っていったらどうかというような視点から質問をしているわけですが、仮に現在なかなか一人暮らしの中の方で、こういったような住環境、一人暮らしもままならないというようなことでも、この介護保険法の規定によ



り、3にならなければ入れないというような方があるようでございますので、そういったような部分については、今後、どのような捉え方で対応されていくのか、その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

高齢者の福祉住宅といいますか、住環境についてということでございますし、それからまた、今回29年度予算におきまして、冬部地区のそういう関連する施設といいますか、そういう形の中で調査費も計上しておりますので、その考え方といいますか、今、進めている状況について答弁をさせていただきたいと思っております。

実際に、今、進めております建設構想という構想までにはなっていないわけですが、今回、冬部地区を対象にいたしまして、過疎地域の集落再編整備事業等々ということで検討し始めているところであります。

事業であります、地域の活性化に向けた拠点づくりという想定でありますし、そういう中で、複合的な施設の整備の可能性について、検討しているというところであります。

そのひとつといたしまして、地域全体を見ましても高齢化が町内でも進んでいる状況にもございますので、高齢者が暮らしやすいような住環境の整備を含めてであります、今年度、調査、検討を進めているというものでございます。

冬部地区を選定した背景につきましては、そういう中での高齢化が進んでいるという部分、あるいは冬部の小中学校の統合と併せながら、これまで地元学といいますか、地域の宝探し等々、地域全体で取り組みながら、地域の活性化の方向性を取りまとめて、現在、へっちょこ茶屋という形の立ち上げを継続して取り組んでいただいております、あるいは地域のサロンという形の中で、そういう取り組みをしながら、継続しております、そういう中にも、高齢化が進んでくることによりまして、地域の中にも集落が、基幹道路から離れたところが2地区ございます。そういう中で、3キロから4キロ離れているという状況もございまして、現在、通院あるいは買い物、そのほか日常生活における、そういう方々の負担というのが大変大きくなってきているという状況等も踏まえながらであります。そして、現在も既に一部の方は、冬期間はそういう施設に移動したりして生活しているというような実態でもあります。

こうした中に、また、地域の方といたしましても、地域づくりの視点という部分もあるわけですが、そういう中で、冬部、市部内、それから、名前端という自治会が三つございます。そういう中で、自治会の統合等も検討をスタートさせていただいておりますし、その中で、自治会の統合の機運を機会に、地域のそういう課題等、そしてまた、活性化、そういう視点で地域内でも議論を始めておるところであります。

方針といたしましては、冬部地区のこれまでの取り組みの課題を踏まえながら、住民のニーズといいますか、要望等も把握しながら、地域の核となる、そして、地域の活性

化の拠点といたしますか、そういう形になれるような施設にしてみたいと、このように考えているものであります。

町内では、冬部地区と同様の幹線から離れている地区、集落も多くあるわけですが、そういう地区で課題として考えられるような地区も多くありますので、今回の取り組みが、そういう地域全体のモデルといたしますか、そういう形になり得るような、地域の意向を踏まえながら検討していかなければならないというような状況にあるものであります。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

分かりました。

いずれ冬部地区は町の中でも先んじて過疎になっているというような認識を持っております。あと、以後同じような集落が次いでくるのではないかと考えておりますので、この事業整備にあたりましては、こういったような高齢者の住環境についても十分把握されまして、そして、ぜひ住みやすいような形でのご検討も併せたもので、今後の冬部地区の活性化につなげていただければ有り難いなと思っておりますし、また、先ほどの答弁にもありましたけれども、モデル的な事業になれば大変良いなと思っておりますので、それがまた、ぜひ町全体に広がっていくような施策を求めたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、もうひとつ、この高齢者対策の中で待機者の関係なのですが、特養で47人、老健で59人というようなお話がありました。この数字は、多い数字なのか、少ない数字になっているのか、町当局ではどのような認識で、あるいは、この47人、59人の待機者の状況については、どのように把握されているのか、お伺いをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（檜木幸夫君）

現在の待機者の数について、町としてはどのように考えているかというのに対して、お答えさせていただきたいと思えます。

町長答弁の待機者の数字の中で、申込者というものと待機者というような名前を出して、ご報告させていただきました。申込者というものは、あくまで、もし2年経ったら入りそうだなという人が、申し込みたいという方も実際に申込書として出した場合、申込者として入っております。

そういうような中で、病院に入院されている方が、だんだんに退院したら行くかもしれないということで、家族の方が希望的に申し込まれている方もおります。

そういうことから、実は、ご本人さんが家に居たいにも関わらず、介護の状況等も考えながら、やはり申し込んでいるという方もいらっしゃると思います。中には、順番はどうですかと言ったときに、申し込んではいませんが、まだいいですよというような方もいらっしゃると思います。

そういうことから、その数字の差がございましたというような前置きでございますが、町としては、今のところ、この数字でもって新たな施設を建て、早急に検討しなければならないというような数ではないというように考えて、この推移で、少し我慢していただくときには、何らかのサービスを充実させて、家できちんと見守りながら、施設に入るまで頑張っておくケアマネージャーさんからいろいろなプランを立てていただきながら、その家族に寄り添って、応援してやって、今のところ大丈夫な数字ではないのかなというように判断しておる状況でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

分かりました。

方向性は、私とそう大きく違ってないと思いますので、次の施策を早く、この高齢者対策は緊急度を要するものだと思っておりますので、そういったような施策を早めの対応で考えていただきたいということで、次に進めさせてもらいます。

次は、町の建物の色彩の関係でございます。

今、ワインカラーという答弁がありまして、私は赤紫色というように言っておりましたが、ワインカラーというような用語で、これから質問させていただきたいと思っております。

キャッチフレーズに合わせたもので使用しているというようなことでございます。非常に、このワインカラー、アクセント色というような形で使うことについては、そんなに違和感がないような感じがしますが、これが、あまり赤の部分が強くなりますと、私は、むしろ景観を壊してくるような感じなのかなと、特に個人住宅、そういったような小さな建物の場合は、もう半分というような、あまりにも、こういったような部分が強すぎて、どうしてもキャッチフレーズには合わないような感じがしてきます。

そういったようなことで、先ほどの答弁では、今後、こういったような色彩の部分についてのガイドライン等についても検討するというような答弁だったと思っておりますので、そういったような場面で、こういったような色彩については、葛巻の牧歌的な風景にマッチしたようなものを内容検討していただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

ワインカラーの使用につきましては、公共施設に使っているわけでございますけれども、

その理由といたしますか、考え方は先ほど町長がご答弁申し上げたとおりでございます。

それで、こういった課題、見方につきましては、いろいろ、それぞれ答弁で申し上げましたとおり、例えば個人差等があるわけですので、そこは十分承知をしてございますので、今後、町長も申し上げましたとおり、基準というような部分も視野に入れながら、その一定のものは必要かなというようには思っております。

ただ、このワインカラー、今使っているワインカラーですけども、答弁申し上げましたとおり、町のシンボルにしていきたいという思いがございます。ひとつの、やはり何でもそうですけども、ブランド化していきたいと、そうなったときに、これをブランド化するには一定の時間が必要かなというように思っております。例えば、この間、新町の旧遠藤邸のデザインをしてくれました静岡学院の女子の生徒たちが来てくれたんですけども、デザインのプロの卵たちなのですけども、非常に目についたと、非常に好印象だったと、これは、いろいろなところで、もっと使った方がいいよと、そういったご意見もいただきました。

それが、では、例えば住宅にもいいか、何にでもいいかというのは、それは、いろいろ議論があるのは承知しております。そういった部分は、トータルでは少し整理も必要かなと思っておりますが、なんとか、これをひとつのシンボルとして、どのくらいの量を使っていくかというのは景観条例とか、景観法等にもございますので、そこはクリアしてございますけども、そういったものも踏まえながらやっていければなというように思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

4番（柴田勇雄君）

このワインカラーの使用については、町民の方からも、やはり私と同じような考えの方があります。それで、こういったような使い方を内容検討していただいて、ぜひ葛巻に合う色彩を使って、良い建物になっていただければなと思っております。

いずれ住宅に使用するワインカラーは、私は強すぎるというようなことをご指摘しておきたいと思っておりますので、次期この色彩に係るガイドライン策定の際には、十分ご検討をお願いいたしたいということで、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（中崎和久君）

ここで、13時30分まで休憩します。

（休憩時刻 12時27分）

（再開時刻 13時30分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続けます。



が不自由であったり、また、学童などの歩行者に支障となるような箇所、これらの、さらなる解消につきまして、今後どのように取り組んでいくのか、また、車両の円滑な通行などのために、舗装されていない道路部分の舗装化については、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

2点目の質問は、岩手県管理道路に対する取り組みについてであります。

岩手県の道路整備に対しましては、毎年度、県に対する町の要望としまして、町当局と議会が一体となり、機会を捉えて活動を行っているところではあります、今後の推進につきまして、質問をいたします。

葛巻町内には、岩手県管理道路としまして県道、そして、県道のほかに岩手県管理国道として281号と340号の二つの路線が通じており、この二つの国道は、国の直轄国道の4号とともに岩手県災害応急対策計画によって、救援、救助のための緊急輸送道路としても指定をされております。町が最重要課題として取り組んでいる人口減少対策の多くの事業に関わることといたしまして、道路が持っている様々な機能の中で、町の景観形成や、さらには町民人口の安定化を目指すことを踏まえまして、今後、岩手県管理道路につきまして、県の維持管理に対しまして、町としてどのように対応していくのか伺います。

以上、葛巻町の町内道路網維持管理の取り組みにつきまして、2点を伺います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問に対し、答弁をさせていただきます。

ご質問の葛巻町内道路網の維持管理の取り組みについて、1点目の葛巻町管理道路の維持管理の取り組みについてでございます。

現在、町が管理する町道は221路線、総延長で約317キロとなっております。そのうち歩道は8路線、総延長3.3キロほどであり、横打・馬場線、五日市・袖山線の通学路の一部、総合運動公園へのアクセス道路の一部など、限られた町道の一部区間において設置されております。

しかしながら、ほとんどの町道においては、歩道が設置されていない道路となっております。

こうしたことから、歩行者が往来できるのは路肩や路側側溝となるため、歩行帯となる部分の舗装路面や側溝蓋などの欠損箇所については、地域からの情報や職員によるパトロールの実施などにより、随時補修を行っているところであります。

また、凍上などにより側溝が傾倒している箇所につきましては、歩行者の通行状況を鑑み、優先度の高い箇所から順に補修を行っており、高齢者や児童生徒の安全な通行が確保されるよう努めているところであります。

特にも、児童生徒の通学路につきましては、平成24年度に国土交通省からの通達を受け、行政、学校、地域住民、警察による通学路緊急合同点検及び合同会議を3カ年実

施しており、通学路の危険箇所を共有するとともに安全施設等の整備を随時行いながら、安全の確保に努めてきたところでもあります。

続きまして、未舗装道の舗装化についてであります。現在、町道における改良率は71パーセントであります。舗装率は60パーセントであります。

これを、平成26年度末現在における県内市町村と比較してみますと、改良率は県平均を10パーセントほど上回っておりまして、8番目であります。舗装率は県平均並みの14番目となっているところであります。

こうした中、特に生活道路としての利用が多い路線について、優先的に整備を進めているところであり、町道認定をされていないものの道路間の連絡的役割を担う路線については、路線の性格、利用状況などの調査を踏まえ、町道認定、あるいは整備計画に盛り込み、改良、舗装などの事業化を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、町道認定をされ、生活道であるものの通行頻度が比較的少ない道路については、アスファルト切削材等により路面整正を行っている路線もありますので、今後も状況に応じた柔軟な対応により利便性の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の岩手県管理道路に対する取り組みについてであります。

町内における岩手県が管理する国道は、岩手町・久慈市間を結ぶ国道281号で、総延長は77.5キロ、町内の区間延長約30.2キロ、歩道延長約13.2キロと、陸前高田市・八戸市間を結ぶ国道340号、総延長201.9キロ、町内の区間延長約25.3キロ、歩道延長約10キロの2路線があり、どちらの路線も県都盛岡市と沿岸を結ぶ復興支援道路に指定される重要路線であります。

町の景観形成や町民人口の安定化を踏まえた今後の対応についてであります。町の景観形成の観点では、自然と融合した緑豊かな町というイメージを損なわない整備が重要であると考えております。

例えば、現在、工事が進んでいる町道茶屋場・田子線は、完成後には、国道のバイパス的機能を有することとなり、平行する馬淵川の流れを臨んだ景観的に素晴らしい路線になるものと考えております。

また、本路線の歩行空間や残地空間を利用した街路樹などの設置、あるいは道路施設における葛巻ブランド材の実用化なども視野に入れ、可能な限り道、川、町の融合を図り、景観形成を踏まえたまちづくり、みちづくりに努めてまいりたいと考えております。

また、町民人口の安定化の観点では、近隣市町村への時間的、距離的短縮が図られることで、町民の利便性の向上はもとより、移住・定住者の確保にもつながるものであるほか、災害時における緊急輸送道路としての機能も向上することから近隣市町村の安心にも、大きく寄与できるものと考えております。

こうした観点からも、国道281号の抜本的な改良整備は重要事項であり、県、国に働きかけているところであります。併せて、完成後の町道茶屋場田子線との環状的な道路網の確立など、高い利便性の確保と、住民が安心して住み続けたいと思えるみちづくりを、今後さらに進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

山崎邦廣君。

## 2 番（山崎邦廣君）

ただいまは町長の答弁をいただきました。

そこで、1点目の葛巻町管理道路の取り組みにつきまして、さらにお伺いをいたします。

歩道についてでございます。先ほどの答弁で、歩道の設置の距離、おおよそ3.3キロほどというお話もございましたが、交通の安全のためには、歩行者が通る空間と、車両が通る空間、同じ路面を使わない、両者が重複しないのが最も望ましいわけではございません。

そこで、町民の日常生活の移動を円滑に、そして、快適にするには、歩行空間の確保と併せて、先ほどお話にもありました路肩の継続的な整備など、そういったバリアフリー化の推進も重要であります。

葛巻町を訪れる来町者に対しまして、個性のある葛巻町の魅力を発信できますように、歩道の充実については、さらに継続して推進していくべきではないかと考えるものですが、今後の歩道の充実の部分につきましては、どのように具体的に考えておられるのか、お伺いをいたします。

## 議長（中崎和久君）

建設水道課長。

## 建設水道課長（中山優彦君）

ただいまの山崎議員のご質問にお答えいたします。

歩道、歩行空間の確保、そして、バリアフリーなども考え、そしてまた、来町者に対する魅力的な発信といいますか、そういうような観点で、歩道の充実が必要であり、その辺をどのように考えているかというようなことだったと思いますけれども、これにつきましては、議員おっしゃられますように、歩行者は歩道を、そして、車両は車道をとというのが理想でございます。

これまで行ってきた町道の改良について、少しだけ触れさせていただきますけれども、町はほとんどが、交通量によりまして、1車線道路のみしかつくれないような状況でございます。道路法の方で、3種だとか4種だとか分かれていますわけでございますけれども、葛巻町の場合は3種に該当いたします。そして、交通量からいたしますと、ほとんどが500台未満ということで、3種5級ということで、一番下に類する道路になるわけでございます。これが、1車線道路という位置づけになります。

歩道のことに戻りますけれども、では、歩道はどのような道路に設置をするのかということでございますけれども、3種、4種の都市部の道路、そして、3種の特に歩行者が多いような道路、そして、安全を確保しなければならない道路には設けなさいというようなことになります。過去の道路づくりから見ましても、町の中心部以外のところではほとんどが、この基準に従いますと、歩道を設けられないといえますか、いろいろな予算



的な部分がありますけれども、過去にはそういうようなことで設けてこなかったということになっております。

地域を限定してお話をさせていただきますけれども、先ほど町道茶屋場・田子線のお話も出てきましたけれども、これについては、中心市街地でもあるということで、歩行者も一定の歩行者があると、そしてまた、通学路としても利用されるだろうと、そしてまた、町に訪れる方々におきまして、歩いてみたいというような道路になるのではないかなというような期待から、歩行空間を設置した計画をしているわけですが、これも、これが平成30年度に完成をいたします。そうしますと、町長の答弁にもあったのですが、川沿いの歩行空間となることから、通った方々にも、自然豊かで、片側には川も流れているということで、少し歩いてみたいというような道路になるのではないかなというように期待をしているところでございまして、そしてまた、これが30年度に終わって、その先の役場裏から葛巻中学校までの区間の構想になりますけれども、第2弾ということで、こちらの方の歩道も併せて整備するような形にできればなというように考えております。

それで、役場裏から葛巻中学校まで1.2キロございますけれども、これにつきましては、交通安全施設の整備に関する法律というものがございまして、こちらの方で以前から整備をすべき路線ということで指定もされてございます。ということで、この通学路的な発想も踏まえた歩道整備をできたらなというように考えております。

ですので、今、話をしましたとおり、その歩道を設けることができる区間には設けた整備をしているということをご理解いただきたいということと、一応、景観といいますか、また茶屋場・田子線の話をして申し訳ないのですが、この歩道の区間は川側にわざわざ景観を見ながら歩ける道路というような位置づけで計画をしたということもございまして、今後ともこのような観点で道路整備、歩道整備を進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

ただいまお話ありました、茶屋場・田子線の歩道の整備につきましては、お話のとおり通学路、通園路の一部にもなっております。整備の推進を期待するものでございます。

それで、この歩道につきましては、今のお話にあったとおり、交通安全の施設という位置づけなわけですが、そして、歩道がないところにつきましては路側、路肩を使用するわけですが、路肩につきましては、本来の機能としましては道路本体といいますか、道路そのものの保護とか、あとは路上に設置をされます様々な施設、あるいは埋設物の用に寄与するための機能として路肩が位置づけられておるわけですが、

さらには、歩道の設置基準といたしまして、お話にあったとおり、1日100人以上の歩行者、あるいは500台以上の車の通行量、そのとおりでございますけれども、これが、歩

行者が少ない場合におきましても、車両の通行量が多いなどして、その学童や園児、葛巻で申しますと、さらに高齢の方の通行などに支障がある、あるいは、逆に車両の方に危険を感じさせるような場合につきましては、設置を検討できると認識をしておるわけであり、道路に関する法令を抑制的に解釈するのか、積極的な方法に適用するかは意見の分かれるところではありますが、まちなか以外の地域につきましても、そういった歩道に関する整備の考え方については、どのように考えているのか伺います。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

基準に満たないところでの歩道の整備はどのように考えているかということですが、葛巻町内、グリーンテージの路線がございすけれども、ここは、はっきり申し上げまして、歩行者が多いというわけで整備をしたわけではございせん。ただ、運動公園、そしてまた、グリーンテージが観光などの拠点になるという位置づけで、町に訪れた人たちが散策路的な使用とか、そういうようなものに利用してもらえればなというような観点もありまして、整備をいたしました。

そしてまた、椀ノ木・土谷川線、これは歩道はないのですが、歩道整備も考えましたが、やはり歩行者があまりいないということで、あそこの路線はたまたま豪雪地帯ということで、車両の通行も多いということで、堆雪帯、除雪をしたときに雪が盛り上がる部分ということで、普通の道路よりも1.5メートル広くつくってございす。

このようなことで、安全性の配慮というような部分から申し上げますと、危険も伴うようなことではあるのですが、1人、2人通るには十分な道幅の道路であるということで、歩道の設置を断念した経緯もございす。

ということで、状況を見ながら、今後とも危険だなというように感じるころには、歩道を設けなくても、例えば道路をもう少し広げるだとかの方法もあるかと思ひますけれども、状況に応じた整備を図ってまいりたいと思ひますので、ご理解いただければと思ひます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

分かりました。

それから、引き続き、町の管理道路の維持についての取り組みに関係してでございすけれども、先ほど町道の舗装、そして、改良のお話でございす。改良については、県平均を上回っているというお話でございす。計画的に町として進めているということにございす。

そこで、この道路を走る車両に関係するところではございすけれども、町の1車線道路、こ

これは車両がお互いに安全にすれ違うための施設として待避所が設けられておりますけれども、この車両の待避所について、お伺いいたします。

この1車線道路の幅員については決まりがあるわけですが、車のすれ違い、あるいは場合によっては追い越しなどの場合におきましては、どうしても道路幅には余裕が必要になってくるわけでありまして、それぞれの待避所相互の見通し、見通しというのはお互いに確認できるような、そういう見通しを確保することや、特に冬の間の安全確保などのためには1車線道路の待避所については、現在よりももう少し増設も検討すべきではないかと考えるものですが、このことにつきましては、どのように考えるのか伺います。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

1車線におけます待避所はどのように考えているか、そしてまた、冬期の安全確保等に1車線道路ではどうしているかというようなご質問と受け止めましたけれども、これにつきましては、1車線道路の待避所、道路法の構造令によって、その改良のときに300メートル以内に1カ所というのを基本に設計して整備をしてきたつもりではございますけれども、やはり耕地だとか、田んぼだとかに差し掛かったときに、どうしても待避所の部分が出っ張るということで、用地的に断念をせざるを得ないというような状況もあって、その300メートルに1カ所というような確保ができていない道路がほとんどであるわけですが、例えば急勾配であったりだとか、それからまた、比較的1車線ではあるものの国県道を結ぶような道路だとかにつきましては、その修繕の際に残地などがあつた場合は、その部分を、規定の幅だったり、長さは確保できなくても、広げてきたというような経緯もございますし、今後におきましても、修繕とか、そういうようなものが、その路線に入ったときに、いろいろと調査をして、カーブで見えづらいな、ここにはあつた方がいいなというようなところには、今後も整備を図ってまいりたいと思います。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

今、道路構造令のお話がございました。道路構造令におきましては、待避所については、1車線道の幅員そのものの、確か待避所も含めまして5メートルほどのはずでございます。ぜひ、その5メートル取れないにしても、今お話にあつたとおり、その余裕、あるいは、この道路としての余積がある場合につきましては、整備の方を推進していただきたいと思つています。

さらに、この1点目に関係してでございます。葛巻町の管理道路の道路機能の強化の

関係でございます。答弁にありましたように、改良整備について、今後とも進めていくという話でございました。道路の機能維持のためには、道路面のシールや舗装のパッチング、そして、目地の充てんを行うわけでございますけれども、舗装のオーバーレイや打ち替え、道路をつくった当時の状況に近い状態に戻すような修繕を行う場合につきましては、町道から県道、あるいは国道に通行が容易に接続できるように、1車線を2車線化するなどの道路、そういったことも含めた道路機能を強化した修繕も必要になってくるのではないかと考えるものでございますが、このことにつきましては、どのように考えるのか伺います。

議長（中崎和久君）

建設水道課長。

建設水道課長（中山優彦君）

道路機能の強化というご質問でございますけれども、これにつきましても、例えば修繕をしなければならない状況になったときに、待避所だとか、それらも含めて、すれ違い可能なような道路の修繕を図ってまいりたいと思います。

国県道に連結するような道路というのは、やはり国道、県道等から大型車両も入ってまいりますので、そういうようなものに対応する待避所の確保、そしてまた、あまり聞き慣れないかもしれませんが、1.5車線化というものもございます。これは、車道の幅員を、本来の1車線道路であれば、車道が4メートルなわけでございますけれども、これを1.5メートル広げた道路を1車線、1.5車線化というように申しておりますけれども、これらのこともできないかを含めて、今後、修繕を図ってまいりたいと思います。

そしてまた、これは展望になるわけでございますけれども、そういった比較的、国県道の重要路線を連絡するような道路には、以前、土谷川のところに情報板があったのですけれども、今は撤去してなくなりましたが、ICTを前進する町でもありますので、そういうような通信技術を利用した道路の情報の掲示、掲示板とか、そういうようなこともできないかを含めて、展望になりますけれども、今後考えてまいりたいと思います。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

ぜひ、検討の方を進めていただきたいと思います。

次に、質問の2点目に関してでございます。

岩手県管理道路に対する町の取り組みに関係してでございますが、中でも岩手県に対する町の道路に関係した要望につきまして伺います。

道路は町道、県道、葛巻町内における県道、そして、国道、これが一体となって葛巻町内の道路網を構成していただいておりますが、道路の交通や、今、情報板のお話もありましたが、ライフラインの収納、それから、情報発信、情報伝達のケーブル、そう

いった道路の空間の機能、それぞれ発揮をしておるわけでございますけれども、防災対策や危機管理の面からも、道路の役割への期待も大きくなってきているわけでありますので、岩手県内の道路状況にも関係するところでありますが、特に、この県内の県南地域を見ますと、東北横断自動車道の釜石・秋田線、さらには宮古・盛岡横断道路などにつきましては、特に花巻・釜石間については、時間が30分ほど短縮をしていると、それから、盛岡・宮古間については、15分ほど短縮をしているわけでございます。そういった状況を見ますと、町におきましても、葛巻町外への交通時間の短縮、それから、安全交通のさらなる向上が望まれるわけでございますが、道路につきまして、岩手県に対する葛巻町要望の実現に向けた展望はどのように見通しをしているのか、お伺いをいたします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

県道、国県道等についての関係と思いますが、そういう中で、県とのこれまでの要望の経緯、そして、今の状況等について、お答えをさせていただきたいと思います。

これまで、町中心部につきましては、葛巻バイパスということでも要望してきたところであります。そしてまた、そういう中に、久慈、そして、岩手町間の国道の抜本的な改良という観点につきましては、平庭峠の改修といいますか、これについても住民運動等も展開しながら要望を続けてきた経緯があるわけでありますが、しかし、整備の具体的な方向性というのが示されないままに現在に至っているという状況にあるわけでありますが、そういう中で、災害関係の部分もお話ございましたので、お話し申し上げますが、中心部につきましては、281号一本ということ等でございますが、町中心部は特に土石流の危険箇所、あるいは急傾斜地の危険箇所等も数多くございまして、そういう中に、災害時の有事の際の交通不能といいますか、そういったようなものも、これまであったわけでありまして、今後、心配されておるところでございます。

そういう中で、町といたしましては、先程来お話ありますが、茶屋場・田子線、これを町道に認定をいたしまして、町道としての整備を早急にしなければならないというようなことで立ち上げて、現在に至っているところでありまして、これにつきましては、県にも県代行事業としてもお願いもしてきたところでありまして、しかし、県の方といたしましては、県代行事業の予算の確保等々であります。今、予定しているのが29年、30年の2カ年で完成させたいというような考え方で要望をしているわけでありまして、そうしますと、県代行事業での事業量がどうしても、そういう確保が難しいということ等もございました。

そういう中で、県といたしましても、この災害時の代替路線という、そういう位置づけの中で、町道ではあります。県としての特別な支援をいただきながら、今回この2年間で完成をさせる方向で、今、県との協議も整いまして、進んでいるところがございます。そういう状況にあります。

それから、もう1点であります。先ほどお話ありますように、久慈・盛岡、あるいは葛巻・盛岡間の時間の短縮という部分が大きな課題でもあるわけでありまして、また、災害時の代替、内陸と沿岸の連絡道路、そういう面での高規格並みの道路としての要望も、これも続けているところでありますが、まだ、そういう面での方向性が具体的には示されてはいないわけではあります。さらに隣接の市町村との連携を一層強化しながら、さらに県との協議、あるいは要望等を進めながら、その具体的な取り組みを進めていきたいと、このように考えて、進めておるところであります。ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

2番（山崎邦廣君）

町長の答弁にありました安心して住み続けたいまちづくりにつながる道路の維持管理につきましては、予算であったり技術、そして、体制が関わってくることでございますので、困難もあるわけですが、さらなる政策の充実を期待したいと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

ここで、14時30分まで休憩します。

（休憩時刻 14時14分）

（再開時刻 14時30分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続けます。

8番、辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

私は、通告してあります2点について、お伺いをいたします。

本町の農業生産額の多くは、畜産、酪農が大半を占めております。町の発展は、畜産、酪農がしっかりしないと本町の農業は成り立たないと言っても過言ではないと思っております。葛巻型酪農構想の実現により、後継者が農業に従事したいと思うような町になればと願うものであります。

平成8年には307戸あった酪農家戸数も、現在では122戸に減少しております。今後も離農を決意される農家があるものと思われ、心配がされるものであります。酪農で課題となるのは牛ふんの処理と、頭数増による経営や労働時間等に圧迫されてまいります。国では、週休三日の休みをとというようなことも議論されております。葛巻型酪農構想の実現が待たれるところであります。

そこで、お伺いいたします。

酪農構想の取り組みの現状と、その見通しについてであります。

1点目ではありますが、TMRセンター設置に向けた取り組みと、その内容、あるいは見通しについて、お伺いをいたします。

2点目ではありますが、畜産最大の課題がふん尿処理であります。バイオマスプラントの建設で循環型農業の確立が図られるのか、その効果等について、お伺いをいたします。

2点目は、働く場の確保と町民所得の向上対策についてであります。

定住化対策では、先の一般質問の答えによりますと、22世帯分の住宅が整備され、12世帯が入居し、80パーセントの入居率とのことであります。20年度以降の移住者は73世帯161名であり、20代から30代の若い世代が全体の8割であると、人口減少の一定の成果が上がっているものと実感をいたしております。さらに定住化を進めるためには次の点、企業誘致活動や町民所得向上対策を強化すべきと考えますが、お伺いをいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの辰柳議員の質問に、お答えをいたします。

まず、1件目の酪農構想の取り組みの現状とその見通しについて、1点目のTMRセンター設置に向けた取り組みの内容と見通しについてという質問であります。

まず、本町における酪農の状況ではありますが、平成15年のピーク時には日量117トン、年生産量で約43,000トンあった生乳生産が、平成28年には日量95トン、年生産量で約35,000トンと2割減少しており、また、搾乳農家数も240戸が36パーセントほど減少している状況であります。

この状況は、少子高齢化による後継者や労働力不足、さらには設備の老朽化によることなどが主な要因であり、基幹産業である酪農の規模縮小は、町の酪農関連産業の経済規模や雇用へ及ぼす影響が大きいものと懸念されるところであります。

こうした中、町では、酪農を取り巻く問題を解決し、経営力の強化や近代化を進めるため、平成26年度に新葛巻型酪農構想を策定したところであり、効率的かつ合理的な生産と生乳の高付加価値化を図ることで、100年先まで持続する酪農郷を目指す取り組みを進めることとしております。

この構想を実現するためには、酪農を揺るぎない地域の産業に進化させることを目的に、酪農家の生産設備の近代化や分業化による生産構造の改善を促進する支援組織を設立する必要があり、その準備段階として、酪農の新たな取り組みの実現に向けて、畜産関係者と専門職員で構成する葛巻町畜産クラスター協議会を平成28年9月に設立をいたしましたところであります。

また、地域ぐるみで畜産振興に取り組み、畜産業の収益性の向上を図るため、酪農家や関係機関の役割分担や行動計画を示した葛巻町畜産クラスター計画を策定をし、平成

29年1月に県から計画認定を受け、本年度、事業に着手しているものであります。

現在、これまでの取り組みの経過を踏まえて、TMRの供給体制の整備に向けた準備を進め、地域内での組織的な利用の体制づくりを検討しているところであります。

具体的には、TMRを生産するにあたり、粗飼料の確保が必要となりますが、県南地域の稲のホールクroppサイレージの生産地からの安定供給に向けた体制づくりを目指すために、県等の関係機関と具体的な協議を進めていく考えであります。

また、TMRセンターの整備につきましては、当初段階からセンター方式を前提とした施設整備に促われず、ある程度の規模で経営を行っている酪農家同士が個々の機械を持ち寄るなどして、共同で混合生産する方式の検討など、実態を踏まえながら柔軟に検討、対応してまいりたいと考えているところであります。

2点目のバイオマスプラントの建設で循環型農業の確立が図られるのかなど、効果についてであります。新葛巻型酪農構想の実現に向け、今後、増頭を進めるにあたり、飼料不足と併せて家畜ふん尿処理の問題が見込まれます。

その解決策として畜ふんバイオマスプラント整備の検討を進めており、昨年度は、酪農家の家畜ふん尿の液性状態の把握調査を行い、この調査結果に基づき、施設規模の規格を示すための基本的な諸元を策定したところであります。

本年度は、この諸元を基に畜産バイオマスプラントの建設コストや利用料金案などを示し、施設利用を希望する酪農家の募集、施設利用見込みに応じた施設規模の決定、建設場所の用地選定などを行っていく予定であります。

循環型農業の推進につきましては、畜産バイオマスプラントでの処理過程で発生する液肥を草地に還元し、堆肥はデントコーンの基肥として活用することで、循環型農業の確立を目指してまいります。

また、余剰となる堆肥につきましては、野菜栽培等での利用促進や、その他の新たな活用策を図ることで、事業効果を最大限に発揮していく考えであります。

現在、施設整備にあたっては国の補助事業の活用を検討しているところであり、農家の増頭が始まる前に一定の道筋を示したいと考えておるところであります。

次に、2件目の働く場の確保と町民所得の向上対策について、さらに定住化を進めるために企業誘致活動や町民所得向上対策を強化すべきという質問であります。

まず、企業誘致活動についてであります。平成3年のタカナシ乳業株式会社岩手工場の操業のほか、平成4年、南信漬物株式会社岩手工場の操業、平成18年、守山乳業株式会社葛巻工場の増設、平成22年のくずまき工房の立地、昨年度は株式会社エジソンパワーが操業しており、平成以降では5社で約120名の雇用を創出いただいているところであります。町民の貴重な雇用の場となっているところでもあります。

また、現在は、既存立地企業訪問等によるフォローアップや首都圏の岩手県関連企業と盛岡広域8市町で組織する在京盛岡広域産業人会のネットワークを活用した首都圏での企業立地セミナーの開催や企業訪問など、広域連携による活動で、新規の企業誘致に努めているところであります。

一方で、国内の製造業においては、生産拠点の集約、縮小、あるいは海外への進出や製造委託、誘致先からの撤退など、企業誘致を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある



のが実態であります。

こうした中、これまで当町は、土地や物流などの立地条件や人材確保の観点などから、企業誘致が非常に厳しい環境下にあることから、地域資源を活用した第3セクター等を中心に地場産業の振興による雇用の確保と所得の増加を推進してきたほか、将来の人材確保、人材育成の観点から地元高校の存続にも全力を挙げて取り組んできたところであります。

次に、町民所得の向上対策についてであります。商工業の分野におきましては、商店等設備導入支援事業や、成功店モデル創出・波及事業、中小企業振興資金融資制度など、事業の経営基盤を強化する支援を行っているほか、雇用促進補助金制度では、今年度から40歳未満を採用した際の補助金上限額を撤廃するなど、賃金面における労働環境の向上も支援しているところであります。

また、昨年度から人口減少対策の基幹事業として取り組んでいるくずまき型DMO事業において、町総合戦略のKPIで掲げる町民所得の向上、雇用、起業の増加を達成するため、くずまき観光地域づくり協議会を中心に、基幹産業を活かした地域づくり人材の育成や、魅力的な観光、特産品の開発、交流人口の拡大などに取り組み、地域経済の活性化を図ろうとしているところであります。

特にも、今年度は、若者や女性が日常を過ごせるエリア創出の検討や、若者、高校生を主軸とした起業家人材の育成や招へい等を推進することとしており、魅力ある仕事の創出に取り組んでいるほか、昨年度浮き彫りとなりました課題を解決するため、地域おこし協力隊制度を活用した取り組みも進めているところであります。

地域おこし協力隊につきましては、優れた人材を確保するため、全国的にも高い水準の報酬を設定したところであり、6業務6名の協力隊員を募集したところ、4業務13名の応募があり、4名の採用を決定し、残り2業務2名につきましても、追加募集を行ったところ、いずれも応募の問い合わせをいただいている状況にあります。

人口減少による地域経済の縮小が深刻かつ構造的な問題となっている中、地域おこし協力隊のように、町に魅力を感じ、全国から人材が集う状況が構築されつつあることは大変喜ばしいことであるというように感じております。

今後も引き続き、助成制度等による短期的な支援と、構造的な課題の改善を図るためにDMO等による、中長期的な取り組みを平行して進め、町民所得の向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

最初にTMRセンターであります。この方式については、拠点方式ではなくて、それぞれ農家同士が機械を持ち寄ったり、あるいは多頭化する中でというようなお話であります。拠点方式、いわゆる各地にあるわけですが、その方法が、あまり結果としてよくないということもあるようではありますが、その辺について、自分でエサをつく

る、そういった方法にするという、その辺の理由について、お話をいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまご質問いただきましたTMRのセンター方式と言われるものについての問題点等について、お答えしたいと思います。

あくまでも、これは一部の例というようにお考えをいただきたいところでございます。すべてが、そういう状況ではないということがあるのですけども、まず、センター方式と言われるものになりますと、ひとつの場所から、たくさんの農家さんにTMRを供給するというような仕組みになっておりまして、当然のことながら、そこで供給することになりますれば、相当大きな物量を、混合というのですけれども、混合して、調整をするというような格好になります。

そうした場合に、元々計画をつくる段階では、手挙げ方式で農家さんたちに参加を募る方法、それから、もうひとつは、農協としてつくる場合は、農協が全戸数を対象としてつくるというようなことが一般的でございました。

その場合、離農等によりまして、そのセンターを利用する人が減る、もしくはセンター方式が非常にコストがかかってきて、逆に、もう自分でやりますというように独立される方という方がいらっしゃるかと、そのセンターの利用率が下がります。利用率が下がることによって生じる問題というのが、当然その料金収入が減ることによって、そのセンターの運営がうまくいかなくなってくるというような例がございます。

一概に、その農家側の責任だけではなくて、管理する側、こちらの方も元々修繕等の、設置したあとのランニングコストの計算が甘い部分、あとは原料の購入価格の変動、ここを見越した経営をしっかりと行ってこなかったというようなところが、こういったセンター方式の廃業につながるような問題というのが実態というような形になっております。

先ほどご質問いただきました内容につきましては、おそらく、このセンター方式についての課題ということでございますので、今の2点が大体主要な課題になろうかというように考えておるところでございます。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

そうしますと、今後、町として、TMR等について農家に指導していくというような、その辺はどのように、どのようなスケジュールで取り組んでいく考えなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

TMRへの取り組みに対して、農家さんへのご提案の仕方ということだというように解しまして、お答えをさせていただきます。

まず、センター方式を完全に否定しているわけではございません。あくまでも、先ほどの問題点というのは、農家さん、いわゆるTMRを使う方々の方が、そこをしっかりと使って、その施設を支えていくのだというようなお気持ちのないようなところの地域で整備された場合は問題が生じたということになります。

ですので、葛巻町で、今後、こういったTMRを供給するにあたっては、まずは体制をつくると、センター方式にするのか、あるいは、ある程度の営農集団タイプで行うのかということになります。そうなりますと、まずは農家さんに対して、そういった施設、そういった使用方式を採用しますか、しませんかというような募集、先ほど答弁の中にもあったかと思うのですが、募集という形のを今夏、農作業が落ち着いた段階で、農家さん皆様方に説明会と併せて、その後、希望を取っていきたいというように考えております。

その希望に応じまして方式等、それから、先ほどの粗飼料の調達の関係がございしますので、その数量を基にした県との相談というか、協議というものを通じて、そういった原料の供給体制を構築するということを基本的には年度内に行っていきたいというように考えているところです。

それらの準備が整ったとして、それが、もしセンター方式ではなくて、一定の農家集団で行うということになりますと、機械導入が予算の付き具合にもよりますけども、6カ月くらいで導入されることになり、それからは供給されるというような形にはなりません。ただ、一方で使用される側の方々が自動給餌器等、もしくはフィーダーみたいなものを所有されていない場合については、TMRを使うのが非常に難しい状況でございまして。ですので、希望を聞いて、そういった計画を進めて、補助金等で設備を整備していくというのと平行しまして、農家さんの方にも、そういった供給ができるように、供給したものを使用できるように整備をしていく等々の整備を進めていくということが肝要なところだというように考えております。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

TMRセンターについては、理解をいたしました。

それから、本町の牛ふんの問題であります。エサ屋さんから飼料の分析をしていただきますと、葛巻の場合は、年々硝酸態等が高くなって、いわゆる悪いものが生産され

ているというお話を聞くわけでありますが、その生ふんの大量投入による牧草であるとか、デントコーンへの硝酸態等が多く含まれてということで、年々悪くなっているというように聞いておりますが、その辺についても、お伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまご質問いただきました粗飼料といいますか、おそらくトウモロコシになるのかと思いますが、その硝酸態窒素の蓄積に関しましての、これは事例的なお話になるのですけれども、元々家畜排泄物の適正化に関する法律という法律ができた背景は、実は、この硝酸態窒素の蓄積というのが問題となってできた法律でございます。

硝酸態窒素が土壌に蓄積していく過程というのはどういうことかと言いますと、硝酸態窒素が多い部分というのは、生ふんといいますか、完全に完熟していない状態でありまして、硝酸態窒素の含有量が多いというようなこととなります。普通であれば、堆肥化をする段階で、アンモニア等によりまして、空中の方に放出されていくということで、そういった部分が減っていくのですけれども、その発酵過程が終わっていない段階で撒きますと、過剰な硝酸態を含んだ状態で畑に撒かれるということになります。その過剰な硝酸態窒素につきましては、窒素として変化をする過程というのがありまして、窒素として変化しますと、それをトウモロコシは吸収できますが、吸収できない状態であれば、そのままの硝酸態窒素が吸収されてしまうということになります。それが土地の中にたくさん増えてくれば、当然、吸収量も増えるわけでございますので、その土地の、いわゆる畑の中に硝酸態窒素が多い状況が続くと、当然のことながら、そこで作付けされるトウモロコシには硝酸態窒素が多く含まれるという状態が続きます。

これが、今ご質問があった内容のメカニズムという形になります。ですので、こういったものを防止するために何をするかという、完熟堆肥にして、できるだけ、そういったものは含まれない状態、適正施肥と言われるのですけれども、そのトウモロコシが必要とする窒素分に応じた投入量を心がけるということが重要なものということが一般的な営農指導の形となっております。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

もし、バイオマスをやった場合に、先ほど町長の答弁では、園芸にも、その液肥は使えるというお話でありますが、もし、バイオ発電をやって、その液を牧草地であるとか、還元した場合は、その硝酸態であるとか、そういったものが、どの程度、どういう効果があるのか、その辺について、お伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまのご質問でございますが、バイオマスプラントを設置した場合に、その硝酸態窒素の蓄積について、どの程度、効果があるかということでございますが、数量的な効果につきましては、今後また、施設ができた段階で細かく数字というものは見通しが立つのですが、一般論から申し上げますと、まず、生の状態というのは、これは、実はアンモニアが多く含まれる尿の部分も堆肥の中に含まれており、それも一緒に畑に散布しているというのが現状でございます。

バイオマスプラントにした場合は、液状分と固形分が分かれ、液状分、これはアンモニアが多い部分になりますが、こちらの方を発酵させる、これは嫌気発酵になりますが、発酵させることによりまして、その含まれるアンモニア、いわゆる窒素成分ですが、こちらの方が減少するというのが、ひとつの効果としてあります。

それから、固形分の方になりますが、先ほどの液状分が抜かれた分の固形分になりますので、その固形分につきましては、液状が抜かれた形になりますので、発酵がしやすい形というようになります。ですので、現状のものよりも発酵が堆肥舎の中で進みやすいというのが、効果としてはあるところでございます。

ただ、過剰堆肥という形で、先ほど町長からのご答弁をさせていただいたところでございますけれども、過剰な分というのは、どうしても出てまいります。その分につきましては、液状分と固形分の使い方ということになりまして、液状分につきましては、今、あまり肥料として利用されていない場所、つまり傾斜のある採草地とか、そういったところに液肥として液状分を、消化液になりますけれども、それを撒くことによりまして、そちらの草の量が上がるというような効果も得つつ、その液肥の部分をなくしていくという使い方をすることが重要でありますし、固形分につきましては、先ほどの適正な施肥量というのがございますので、その適正な施肥量の部分をトウモロコシ等に利用し、それでも、まだ過剰に余る部分については、野菜等で活用するということが、ひとつの流れとしてなります。

ただ、先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、それでもさばききれないという場合、そうしますと、発酵する前の液肥分離したものというのは、ほぼ裁断された草のようなものが固形物として残っていますので、それにつきましては、乾燥させますと、牛床の床としても使えますし、あるいは水分を一定程度残したまま固形化しますと、燃料としても使えるというようなことが、もう既に実証されておりますので、一番この町としてコストをかけずに最大の効果を上げる、そういったものを検討していくことが重要だというように考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

## 8番（辰柳敬一君）

これから国に補助金等を、どういうのがあるのかということのようではありますが、それと、もし、やるとすれば、例えば江川地区であるとか、町内何カ所かあるわけですが、1カ所をということなのか、何カ所かなのか、それから、農家の、いわゆる反応はどうか、なかなか私が直接会っていろいろお話しすると、どうも今ひとつ乗ってこないというか、そういったような感じがするわけなのですが、課長さんはこれまでいろいろ会議等を取り組んでおられて、その辺の農家の反応はどうか、その辺はいかがでしょうか。

## 議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

## 農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまのご質問いただきました2点の部分でございすけれども、これも、先ほどご答弁させていただきましたように、今夏、農作業が落ち着いたときに、説明会も兼ねて、また、利用したいという方を募るといようにお話をさせていただいたところでも、このときに、きちっと、そのお話をすることによって、農家さんにはある程度そのメリット、そういったものがご理解いただけるのではないかなというように考えておるところでございす。

そのときに、利用される方の所在地、これに応じて基本的には考えていかなければならないところではございすが、最初の、このバイオマスのお話をさせていただいたときに、頭数の分布等々から考えると、おそらく町内に3カ所程度というのが、移動距離等々を考えると、現実的ではなかろうかというようには考えております。

しかしながら、その増頭をしないところに、これをつくるということは、その地域の農家さんの負担になる、もしくは町の負担ということを生じさせることとなりますので、きちっと利用される方がいらっしゃるところにつくっていくというようなことを想定しており、現在クラスター事業で手を挙げていらっしゃる方々、それから、葛巻第2地区で増頭を考えておられる方がいらっしゃるところに先行してつくっていくというのが現実的であろうというように考えているところでもございす。

## 議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

## 8番（辰柳敬一君）

これは、農業新聞であります、北海道のJA、十勝の方のようですが、十勝という広いイメージがあるのですが、やはり葛巻みたいに中山間地の地域のようにあります。

これは、もう農協で、いわゆるバイオマスプラントも来年建てる、そして、イチゴも導入して、所得向上も進めるというような、そういう記事であります。本来、もちろん行政の農業の仕事ではあるのですが、むしろJAが、やはり本当の組合員のためにとい

うような感じがするわけなのですが、その辺、今、特にＪＡ新いわてとというと大変大きな農協になっており、そういったことで、農協の役割というか、農協が進めてもいいくらいの事業なわけではありますが、その辺はどのように考えておられるのか、お伺いします。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（中村輝実君）

ただいまのご指摘というように解しますけども、まず、ＪＡさんの方で取り組まれるという、これは、農業地帯においては一般的なやり方でございます。ですので、当地におきましても、そのような取り組みをＪＡさんがやるということであれば、それについてはＪＡさんの方でやっていただく分でもよろしいのかなというように考えております。

しかしながら、現在の状況におきまして、ＪＡさん、これは全農さん、あるいは新いわてさん、いろいろな段階によって違うのですけれども、そういった方々が今の段階でそういったものを設置するという計画はちょっとないということで、町が主導というか、クラスター協議会が主導となって実施しているというのが現状でございます。

また、北海道の十勝地方の話、ＪＡもやっておりますが、市町村が主としてやっているところというのも実はございます。ですので、その地域の状況に応じて、実際、運営されているというのが実態でございますので、当町は当町の実態に応じた形でやっていくのが、農家さんにとっても一番いいことではないのかなというように考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

それでは、酪農構想については終わらせていただきます。

続きまして、定住対策、先ほどお話申し上げましたように、若い人が定住していると、そこで、やはり単純にあれなのは、もう少し給料が良くて、働く場所があればというのが一般的な話であります。

ただ、先ほどお話がありましたように、企業誘致については非常に難しいと、ただ、私は１年でもいいから専門に、葛巻には、これだけ、いろいろなものを整備しているわけですから、葛巻を売り込みながら誘致活動に専念してみれば、あるいは成果が上がるのではというように考えたことから、質問をさせていただきました。

特に、町長は国に行って、いわゆる、今、地方創生であります。国でも、なんとか地方に活力あるようにということで、いろいろな政策等をやっており、前から町長は税の問題、あるいは、せっかく風車であるとか、例えば、今度バイオマス等もやれば、地元でつくった電気を地元で安く使えれば、さらにまた、企業さんにもいいのだろうなど

と思いますが、そういったことでも随分、町長は東京に行って、いろいろ、そういった陳情等をされておるわけでありましたが、そういった中で、ここは手応えがあったなというようなことがありましたら、お話をいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

この企業誘致に関しましては、常にいろいろな企業の経営者と会うたびに、まちづくりの中で大事なこと、そのように認識をしながら、いつも企業の経営者とは、そういう接点を求めながら協議させていただいているわけでありまして。これまでも、いろいろな機会に多くの方々とお話をさせていただきました。

そういう中で、県内にも工場を持っておられたり、葛巻でも可能だというようなことを言われ、そのたびに本当に人材を確保できますかと言われるわけでありまして。どっちが先かということもあるわけでありまして、企業の経営者は、工場が完成したら翌年から操業をしたいという、当然そういう思いなわけでありまして。そういうときに、最低ひとつの工場を建設するときに30人は必要なのです。30人、我々が望むような人材を確保できますかと言われたときに、ちょっと考える、考えざるを得ない部分があるということも現実であります。企業があった方がいい、雇用の場は絶対必要なわけではあります、新たな企業ということになりますと、そういうことでもあります。

そのようなことから、私は企業誘致、永続する企業というようなことを考えますときに、永続する企業と考えるときに、やはり町が持っている機能を最大限活用してくれる、町が持っている機能を活用した事業運営をなさる企業、こういった企業を、ぜひ誘致したい。そうでなかったら、町民が必要とするものをつくってくれる企業であればいい、三つ目は、どちらでもないとしたら、葛巻に本社を移転して、葛巻に、事業規模は小さくても、葛巻に本社を移転して、そして、町と本気に一緒になって事業運営をしてくれる、そういう企業であればいい、そのように、企業誘致するときの三つの、自分としての三つの原則というのを持って協議をしているわけでありまして。

これまでも、企業誘致は多くない町なわけでありまして、考えてみますと、町が持っている機能を最大限活用してくれている、くれる、そういう企業、タカナシ乳業であったり、南信漬物であったりするわけでありまして、それからまた、誘致が厳しい状況にあるものでありますから、町の行政主導型でつくった第3セクターでの事業運営ということになるわけでありまして。

やはり、この数十人、30人、50人という規模の企業を誘致するというのは難しいという部分も感じているものでありますから、さらに小さくて、小さい6次産業化、ものづくりの知識や技を持った人から町に来ていただく、そういったことも、まちづくりの中の雇用の場を確保するためのひとつでもないかなと、ひとつでないかなとも思うわけでありまして、そのことによって若者定住であったり、人口増加、あるいは、町からの情報発信にもつながるもの、そうも思っております、この6次産業化につきましても、



8割、20,000,000円の8割まで町の補助金を出そうということも考えているものであります。こういったものが少しずつ形になって見えてきましたら、また、それは20,000,000円の限りでなくてもいいのではないかな、30,000,000円の8割でもいいのではないかな、そのようにも思うわけであります。

最初は2人か3人の工房で始まる。それが、5人、6人に増える。やがて、それが町内全体に10工房になる、そうなったときに、50人、60人の企業を誘致したのと同じような効果にもつながるだろうというようにも思っているところでありまして、雇用の場の確保、若者定住、所得の向上、こういったことを考えますときに、これからの先の時代、大きな企業の誘致だけではないな、そのようにも思っているところであります。

もちろん、来ていただく企業があれば、それはそれで歓迎ではあります。両面で今後とも鋭意努力してまいりたいと、そのように思っているところでございます。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

我が町が、いわゆる日本の山村のモデルだと言われる所以が、いわゆる山ぶどうでワインをつくったり、あるいは畜産公社、そういった町にあるものをやって、雇用の場をつくっていくということが、大変評価をされているところでございまして、ただいま町長からお話いただいたように、ひとつ、じっくり取り組んでいただきたいと、そこで、最後であります。町では地域おこし協力隊をはじめ、高校生等、あるいは、いろいろな形で、いわゆる企業、あるいは、いろいろな取り組みを数多くやっておるわけですが、企業誘致はなかなか難しいと、そういったことで、今、町で取り組んでいる、あるいは、これから地域おこし協力隊なんかも、これからであります。その辺の取り組みと、今、取り組んでいながら、この辺が手応えがありそうだというようなことがありましたら、ひとつ今の現状についてお話をいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の地域おこし協力隊につきましては、先程来いろいろお話し申し上げているところであります。そういう中で、今回7月から2名の方々が町においでになっていただいて、そういう取り組み、それから、9月ということにもなっておりますし、それからまた、今、新酪農構想の推進等につきましても問い合わせをいただいている状況にありますし、それから、スイーツ工房といいますか、そういう部分等も目指しながらの部分であります。そういう方々からも、今、追加で募集しながら、おいでになっていただいている、問い合わせ、あるいは面接等を進めているという状況にあるものであります。

そういう中で、さらにDMO、そういうものを進める中で、町民の若い世代の方々からも、その課題を共有していただくという観点であります。7月12日にDMOのキックオフミーティングをする予定であります。それにつきましては、町内の民間といいますか、いろいろな団体、民間含めて30人ほど、それから、役場の職員であったり、いろいろ合わせまして、高校生もその中に入らせていただくこととなりますが、約60人ほどであります。

今の町の現状を共通認識に立っていただきながら、その課題というのは、先程来お話ありますような課題であるわけですが、そういうことをしっかりと、現状も町の方からも説明もしながら、一緒に立ち上がっていただくというような機会を今つくったところでもありますし、そういう呼びかけをしましたら、自主的にそういう参加者があるといってございます。

いずれ、そういう中に、先程来、町長もお話しておりますが、規模が小さくても、やはり自らが稼ぎを生み出すといいますか、そういうエンジンとなるような部分になる起業家、そういったような部分を数多く誘致、あるいは育成していくというのが大変重要であると、このように思っております。今のような取り組みをするというのは、まさに、そういう思いでございます。

そういう中に、これも新たな部分なわけですが、大学生のインターンシップ事業ということで、これにつきましては、そういう取り組みにも一緒に関わっていただく、あるいは町の魅力というものを、やはり、そういう職業体験をしながら、町の魅力を感じ取っていただけるような機会をとということで、今回も16名ほど、これも、また夏休み期間中ではありますが、おいでになっていただけるような状況にもなっているものであります。

こうした取り組みではありますが、将来的に、やはり、その点となる起業家、これをしっかりと育てていくという考え方の中で、今、立ち上がっておるものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

少し追加をして話をさせていただきたいと思いますが、今、まちづくりの中で大事なもの、町に住んでいる方々、高齢者の皆さんに至るまで、町に住んでいただいている皆さんをしっかりと大事にする、安心して暮らせるまちづくりにするということが大前提でありますこと、そしてまた、将来を見越して、今、直面する課題、人口減少という課題、先程来、今日もご質問ありましたとおり、高齢化率が上がっていくという問題等があるわけであります。

こういう中で、今、町が直面している課題を解決するために、どの部分に力を入れればいいのか、どの部分を解決すればいいのか、こういったところをしたたかに調整をしているわけであります。高齢化率を下げる、少子化対策、若い人であって、子どもを育てる、

小学生以下の子どもを育てる環境にある家庭の若い人たち、家族から町に住んでいただきたい、そういう方々に手厚く支援をしていくということでもあります。

それからまた、いろいろなまちづくりの中で、どの部分が弱い、今の6,400某の中で対応できない、どの部分が町として弱いかというものを拾い上げながら、それでは、この分野、この分野、この分野のスペシャリストに町に来ていただこうと、これが、地域おこし協力隊で分野別に募集をしているところでもあります。

岩手県内のいろいろな市町村を見ますと、募集はしても応募がないという町もいくつかあるようですが、幸い、お陰様で我が町には来ていただいていることも現実であります。こういった方々を町としても大事にしながら、一緒になって課題解決に果敢に挑戦してまいりたい、そう思うわけであります。

そういう中におきましての、いろいろな建物であったり、色も含めてのC1戦略、企業で言いますコーポレート・アイデンティティというわけではありますが、C1戦略、ひとつのもの、ひとつのものだけでもなくて、それから、それらが話題性にもなったり、あるいは注目してもらったり、そういったものもつくりながら情報発信をし、そして、注目を集めながら、そして、我々が目指す、必要とする人材が町に住んでいただけるよう、そういった取り組みを、さらに今後も進めてまいりたいというように思うものであります。

そういう中におきまして、何といたしまして、町の基幹産業は酪農と林業であります。酪農と林業を基幹産業としながら、町に住むどなたも幸せを実感できる、安心して暮らすようなまちづくりを、さらに一歩ずつ前進をさせてまいりたいと、そのように思っているものであります。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（中崎和久君）

辰柳敬一君。

8番（辰柳敬一君）

終わります。

議長（中崎和久君）

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。

議事の都合により、7月10日から13日までの4日間を休会としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、7月10日から13日までの4日間を休会とすることに決定しました。

なお、10日は、議案審査のため、輝くふるさと常任委員会及び決算特別委員会を開催しますので、お知らせいたします。

本日は、これで散会します。  
ご苦勞様でした。

( 散会時刻 15時21分 )